

令和7年第1回

定例会会議録

会 期

令和7年 3月 7日（金）から
令和7年 3月18日（火）まで

会 議 日

令和7年 3月 7日（金）
令和7年 3月14日（金）
令和7年 3月18日（火）

東 串 良 町 議 会

令和7年第1回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和7年3月7日 午前 9時30分
散 会 令和7年3月7日 午前10時44分

出席議員（10人）

1番 上 池 勝 彦	2番 小 川 香 織
3番 児 玉 勇 治	4番 瀬戸山 譲 一
5番 牧 原 完 治	6番 西 園 貞 美
7番 前 田 隆	8番 上 園 ミ キ
9番 宮 地 利 雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

8番 上 園 ミ キ 9番 宮 地 利 雄

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜 屋 啓 子 書 記 清 瀧 美東士

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	有 嶋 義 昭
副町長	大 園 保 広	企画課長	中 島 孝 一
教育長	金 久 三 男	まちづくり推進課長	上 原 久
会計管理者	前 田 秀 一	農地課長兼農業委員会事務局長	上 野 勝 志
総務課長	江 口 勝 志	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田 輝幸
農林水産課長	瀬戸山 雅 樹	社会教育課長	吉 留 潤一郎
福祉課長	倉ヶ崎 和 治	総務課長補佐	上 野 史 生
税務課長	西 田 博 文		
建設課長	寺 園 竜 二		

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 議案第 1号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3号 東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 5号 東串良町職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 6号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 7号 東串良町利子補給条例等を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第 8号 令和 6 年度東串良町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第14 議案第 9号 令和 6 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第15 議案第10号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第16 議案第11号 令和 6 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第17 議案第12号 令和 7 年度東串良町一般会計予算
- 日程第18 議案第13号 令和 7 年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第14号 令和 7 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算
- 日程第20 議案第15号 令和 7 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算
- 日程第21 議案第16号 令和 7 年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

日程第22 議案第17号 令和7年度東串良町水道事業会計予算

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和7年第1回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番 上園ミキ議員及び9番 宮地利雄議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの12日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの12日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付してあります案のとおりですので、御了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。

議長及び町長の報告は、配付しておりますので報告を省略します。

これで、諸般の報告を終わります。

◆ 日程第４ 同意第１号 教育委員会委員の任命について

議 長（田之畑）

日程第４ 同意第１号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

同意第１号 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

東串良町池之原２４００番地２６の馬渡英明さんを教育委員会委員として任命したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものであります。

提案理由は、教育委員会委員の任期満了により、新たに任命するものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから同意第１号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。お諮りします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第5 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議 長（田之畑）

日程第5 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

東串良町岩弘1280番地1の櫛下昭男さんを固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員の任期満了によるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

お諮りします。

会 議 の 経 過

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 6 議案第 1 号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◆ 日程第 7 議案第 2 号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◆ 日程第 8 議案第 3 号 東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - ◆ 日程第 9 議案第 4 号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◆ 日程第 10 議案第 5 号 東串良町職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◆ 日程第 11 議案第 6 号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◆ 日程第 12 議案第 7 号 東串良町利子補給条例等を廃止する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第 6 議案第 1 号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 12 議案第 7 号 東串良町利子補給条例等を廃止する条例の制定についてまでの 7 件を一括議題といたします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

それでは、ただいま議題となりました議案第 1 号から議案第 7 号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第 1 号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に係る基幹業務システム移行に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第2号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

人事院の給与勧告に基づき、国が期末手当の支給割合について見直しを行ったことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第3号 東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

人事院の給与勧告に基づき、国が給料表及び期末勤勉手当の支給割合、扶養手当等の諸手当の支給について見直しを行ったことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第5号 東串良町職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

職員が赴任に際して支給される移転料について、国家公務員の支給額と差異が生じているため、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第6号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

マイナ保険証への移行による医療保険資格情報の確認方法変更に伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第7号 東串良町利子補給条例等を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

関係条例を精査した結果、不要となった条例を廃止するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

◆ 日程第13 議案第 8号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第9号）

◆ 日程第14 議案第 9号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

- ◆ 日程第 15 議案第 10 号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 5 号）
- ◆ 日程第 16 議案第 11 号 令和 6 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

議 長（田之畑）

日程第 13 議案第 8 号 令和 6 年度東串良町一般会計補正予算（第 9 号）から日程第 16 議案第 11 号 令和 6 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）までの 4 件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第 8 号から議案第 11 号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第 8 号 令和 6 年度東串良町一般会計補正予算（第 9 号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6, 171 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 72 億 3, 120 万 9, 000 円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」によるところでございます。

次に、債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」によるところでございます。

また、地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」によるところでございます。よろしく願いいたします。

次に、議案第 9 号 令和 6 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 799 万 4, 000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 11 億 4, 143 万 2, 000 円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしく願いいたします。

次に、議案第 10 号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 5 号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 115 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 9 億 9, 240 万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしく願いいたします。

最後に、議案第11号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億2,187万8,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

- ◆ 日程第17 議案第12号 令和7年度東串良町一般会計予算
- ◆ 日程第18 議案第13号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- ◆ 日程第19 議案第14号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算
- ◆ 日程第20 議案第15号 令和7年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算
- ◆ 日程第21 議案第16号 令和7年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- ◆ 日程第22 議案第17号 令和7年度東串良町水道事業会計予算

議 長（田之畑）

次に、日程第17 議案第12号 令和7年度東串良町一般会計予算から日程第22 議案第17号 令和7年度東串良町水道事業会計予算までの6件を一括議題とします。

まず、町長に施政方針の説明を求め、引き続き各件について提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、施政方針を説明させていただきます。

令和7年第1回東串良町議会定例会の開催にあたり、令和7年度の私の施政方針を述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

私が町政の重責を担わせていただき3期目の1年目が過ぎました。残り3年間で、私が目指す町づくりの集大成として、取り組んで参る所存でございます。

さて、昨年を振り返りますと、8月8日には、日向灘を震源とする地震が発生し、本町においては震度5弱が観測されました。幸いにも町内において人的被害はありませんでしたが、志布志国家石油備蓄基地内や町内数カ所で液状化現象などの被害が発

生いたしました。

また、8月には台風10号が接近し、人的被害はありませんでしたが本町においても床下浸水、停電が発生するなど自然災害の恐ろしさを感じたところでございます。

令和7年度におきましても、「笑顔あふれるまちづくり」をスローガンに掲げ、町民の皆様の幸せのために、「こどもに夢を」・「若者にロマンを」・「お年寄りに愛を」を重点項目といたしまして職員にも、町政の各施策において一歩前へ進む行動力を働きかけ、町民へのサービス向上に全力で取り組みたいと考えております。

私自身が、就任当初から行っておりますトップセールスは、今までにも増して精力的に行い、東串良町の魅力発信源となるよう努め、町のさらなる活性化につなげるため、実効性のある効果的な施策を令和7年度においても着実に実施できるように推進してまいりたいと思っております。

なお、財政につきましては、国の令和7年度地方財政対策の概要において、臨時財政対策債の皆減により、地方交付税は1.6%増となっております。具体的には、地方財源の健全化に向け、社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額については、前年度を上回る額が確保されたところであります。一方、臨時財政対策債については、平成13年度の制度創設以来、初めて発行額がゼロとなっております。

こうした中ではございますが、直面する本町の諸課題に積極的に取り組みながら、安定的な財政運営の指標となる「財政健全化判断比率」等に留意しつつ、収支の均衡を保ち、住民のニーズにできる限り対応し、「東串良に住んで良かった」と思われるよう各施策を進めてまいりたいと考えております。

はじめに、DXの推進については、住民・行政双方の目線から、地域社会全体の活性化に資するために、システムの計画的な導入を検討してまいります。今年度においては、窓口業務改善の取り組みとしまして、「書かない窓口」の導入を計画しており、ライフイベントにかかる窓口手続きでの記入負担を軽減することにより、住民サービスの利便性向上を図ります。

また、DXを推進するうえで、その中核を担うデジタル人材の確保・育成は喫緊の課題となっております。そのため、専門知識を有する民間企業等の活用を図り、継続的な研修プログラムの実施により、職員のデジタルスキル向上に努めてまいります。

なお、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律において、地方自治体は、事務処理内容の共通性、住民の利便性向上、地方行政運営の効率化の観点から、標準化対象となる事務の20業務について、国の示す標準仕様に適合した標準準拠システムへ移行することが求められております。住民記録や税等の業務で活用している基幹系システムを標準化するため、各関係機関と連携を図り、標準準拠システム移行に支障が生じないよう、必要な環境整備を進めてまいります。

次に、複合施設の整備につきましては、町民が集いにぎわいの拠点になること、災害時には防災の拠点になることを目指し、基本構想・基本計画を基に、基本設計を進

めてまいります。

次に、人口減少対策につきましては、国道２２０号線沿い周辺を中心に町内において住宅建設が行われ、着実に町外からの移住定住が図られております。本町の魅力や充実した移住促進事業補助金制度等を町内外へ広く情報発信し、引き続き移住定住人口の確保に努めてまいります。更には、民間資金を活用した集合住宅の建設に対する固定資産税減免支援策により、現在までの実績として４箇所集合住宅の建設が完了しております。また、新たに２箇所が計画・整備中であります。引き続き制度の周知を図り、住宅不足の解消と定住促進に向けて取り組んでまいります。

次に、空き家対策につきましては、空き家等に関する対策を定める「東串良町空き家等対策計画」を基本とし、空き家バンクへの登録を推進するとともに空き家改修補助金制度を活用しながら適切な管理や利活用の促進に努めてまいります。また、危険空き家につきましても、町民の安心安全な住環境の確保及び景観の向上を図るために、危険空き家等解体撤去事業補助金制度の周知を行い、解体・撤去を推進してまいります。

次に商工業の振興につきましては、家計支援及び購買力の流出防止や地元商店の売上向上に向けた取り組みとしてのプレミアム付き商品券発行事業は、依然として引き続いている物価高騰等の状況から必要な事業と考えております。このことから、国の経済支援策等の動向に注視しながら今後検討してまいります。また、商工会が会員へ実施する指導や研修により、経営の効率化などを通じて、利益の向上を図るための施策として商工振興事業補助金交付事業も併せて実施いたします。

次に、観光事業につきましては、柏原海岸のルーピンや唐仁古墳群、本町特有の自然景観等を活用し、周辺市町との連携による広域観光を更に推進してまいります。柏原海岸や松林の景観対策として、海岸清掃と円山公園・ふれあいの森の松林内清掃作業等を昨年度に引き続き実施してまいります。円山公園管理センター（MARU MARINE）を拠点に、イベントの計画・開催や観光情報の発信に努め、町内外の方々が集い楽しめる空間となるよう公園等の機能充実も図ってまいります。また、ふれあいの森キャンプ場近くの町有林内に整備されている松露をイメージした宿泊用ドームハウス６棟の活用が図られるよう情報発信に努めてまいります。

昨年度、２回目となる体験型イベント「アウトサイドフェスティバル」を開催しました。悪天候の中ではございましたが、２日間で約１万２，０００人という多くの来場者で賑わいました。本年度は３回目となることから、出展事業者も昨年を大幅に上回ることが見込まれ、本町の活性化やＰＲを図ってまいります。また、このイベントを通じて、いざ大災害が発生した時の備えとして暮らしの中の防災対策の一環ということで、アウトドアの知識を活かすことにも繋げていきたいと考えております。

一方、これまでの物見遊山的観光から着地型観光へのニーズが定着してきております。株式会社おおすすめ観光みらい会議と連携を図り、ツーリズム協議会の会員による県内外からの修学旅行生受入れの支援を行い、着地型旅行の受け入れを推進してまいります。更には、柏原地区の新たな観光スポットといたしまして、悪天候時にも子供たちが遊べるよう円山公園近くの農村環境改善センターのホール内に、全天候型の室

内遊具を昨年に引き続き整備いたします。

次に、ふるさと納税につきましては、歳入確保の重要項目として位置づけております。また、官民・民間の連携により返礼品の充実を図り、単に寄附額を増やすだけでなく、町の特産品PRの機会ととらえ引き続き実施してまいります。

次に、他自治体との交流につきましては、本町と島根県江津市との間で締結された自治体間連携協定に基づきまして、様々な分野での交流事業等を進めてまいります。国際的には、台湾屏東県九如郷との親善交流などを目的とした協定締結を目指してまいります。

次に、農業の振興につきましては、農業者の高齢化や後継者不足に加え、世界規模での不穏な情勢が続く中、生産資材や燃料の高騰が経営に大きな影響を与えている状況です。農業者の不安を払拭するためには、経済的な負担を軽減させることが重要だと考えます。そのため、令和6年度より農林漁業振興支援補助金の拡充を図ってまいりましたが、令和7年度においても引き続き各種支援事業に取り組むとともに、新たな販路拡大や新品目についても支援を図りながら農業振興に努めてまいります。また、農業者の減少等により耕作放棄地が拡大しないよう農地の集約化等に向けた取組みを加速化することが喫緊の課題であります。10年後の農地の在り方について地域計画の協議を行いました。農地を有効利用するため、計画の実現に向けた取組みを地域の皆様とともに検討してまいります。

施設園芸のピーマン、きゅうりにつきましては、品不足により高値での取引が続いていますが、資材価格の高騰が経営を圧迫している状況にあります。まずは、生産性の向上を図るため、ハウス内環境制御技術の積極的な導入・普及を図ります。町といたしましても生産コスト削減に向けた化学肥料低減のため、町堆肥センターの有効活用も含め様々な施策を組み合わせながら、経営安定に資するよう取り組んでまいります。

畜産につきましても同様に資材価格の高騰や販売価格の低迷により厳しい経営を強いられております。畜産農家への支援策としては、肉用繁殖雌牛とう汰更新事業を継続するとともに、昨年度より肥育牛、育成牛、乳牛、養豚の各畜産農家にも同等の支援策を実施しております。また、資材高騰に伴う牛舎の建設コストの低減を図るため、パドック牛舎設置事業の一部見直しを行います。今後、経営の規模拡大や経営者の高齢化が進む中、飼養管理の省力化を図るため、作業の分業化を進めるべく、コントラクター組織の設立に向けた検討を進めてまいります。

また、周辺施設利用者及び町民の皆様の利便性向上を図るため、さらには将来、南海トラフ等の大型地震に備え、防災機能付き公衆トイレを畜産センター駐車場内に整備いたします。

水田営農につきましては、米の品質向上のため水稻航空防除事業を継続して実施いたしますが、有人ヘリによる空散の実施が今後厳しくなることも想定されるため、ドローンによる防除体制を検討してまいります。また、耕作放棄地解消のため地域計画に基づく農地の集約化や畑地化を推進してまいります。「水田活用の直接支払交付金」については、国の制度見直しを注視し、食糧米の安定確保に取り組んでまいります。

また、水不足が一部で発生している中、垂れ流し防止策の注意喚起に努め、貴重な水資源の有効活用に取り組んでまいります。

露地野菜の振興につきましては、平成30年度から発生していたサツマイモの基腐病が抵抗性品種の導入などにより抑えられてきました。また、畑作における大根、キャベツ、ニンジン、ゴボウなどは、農業法人を中心に農地の集積・拡大が進み、目標に達してきております。今後、水田を活用した高収益作物の選定や栽培についても検討を重ね、収益力向上に努めてまいりたいと考えております。

保安林保護につきましては、松くい虫の特別防除を引き続き実施するとともに、鳥獣被害対策においては、鳥獣被害対策協議会や令和2年度に発足した住民参加による鳥獣ハンターと共に連携を図りながら、農作物等への被害防止・軽減に努めてまいります。

水産業につきましては、つくり育てる漁業の取組としてヒラメ・マダイの放流を引き続き支援し、東串良漁業協同組合が導入した急速冷凍施設等の活用を図り、魚類の販売促進を計画的に推進してまいります。

波見港周辺に放置されている船舶等につきましては、関係機関と連携を密にし、継続的に放置艇の解消を図れるよう指導を行ってまいります。

今後、地域計画を柱に国・県の事業等を活用した、将来性のある第一次産業に携わる農業者・漁業者の経営維持や個人・企業等の新規参入促進のための支援を図りながら、農業・漁業の更なる発展に努めてまいります。

次に、土地改良事業の推進については、農業経営基盤強化促進法の改正により法定化された「地域計画」に基づき、農地中間管理機構等を利用した農地の貸し借りを推進することにより、担い手への農地の集積・集約化を促進し、水田の大区画化・汎用化等の農地整備や農業水利施設・農道・用排水路を整備し、農地利用の最適化に取り組んでまいります。

農道整備につきましては、農地耕作条件改善事業等を活用し計画的に整備を実施してまいります。

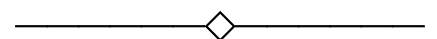
基盤整備につきましては、現在、工事を実施している経営体育成基盤整備事業岩弘地区のほ場整備を計画的に進め、本年度は面工事を9.8ヘクタール計画しております。農地集積や道路の拡幅、用水のパイプライン化により農作業の効率化・農業生産性の向上を図ります。

さらに、川東地区のほ場整備を関係機関と連携し事業実施に向けて推進してまいります。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時04分



再 開 午前10時13分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長の発言を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

次に、土木事業の推進につきましては、国・県の財政事情等、引き続き非常に厳しい現状ではございますが、地域指定等による有利な財源確保に努め、住民の皆様方の要望等にも十分配慮しながら計画的に進めてまいります。

まず、国管轄の国道・河川に関しましては、国土交通省大隅河川国道事務所と協力連携を図りながら計画的改修を推進いたします。

県管轄道路の国道448号の道路整備につきましては、令和3年度から事業化され、地域の交通の安全確保、また、活性化を図るため、今後も早期完工に向け、引き続き県へ要望してまいります。

また、東九州自動車道の野方インターへのアクセス道路としての県道黒石串良線の整備促進につきましても、大崎町とも連携をしながら、早期整備を継続して県に要望し、地域経済の活性化に繋がるよう努力いたします。

町道改修につきましては、継続路線としまして、豊栄馬越線、新規路線としまして、山之井線の改良工事を実施し、住民の安心安全を確保する道路網の整備を図ってまいります。

また、東串良町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁の長寿命化へ取り組みます。

さらに、令和5年度に創設しました止水板設置事業補助金・法面防災事業補助金制度につきまして、本年度も啓発を図り、豪雨・台風等から、町民生活への被害等軽減に寄与してまいります。

県管轄の河川関係につきましては、塩入川改修を進めておりますが、堤防工事が計画的に進むよう、事業早期完工に向け、引き続き県へ強く要望してまいります。

次に、公営住宅関係につきましては、東串良町公営住宅等長寿命化計画に基づき、松原団地の浴室改修工事を実施し住宅の長寿命化を図り、熊之馬場団地、下之馬場団地の解体や設計等を実施し老朽化した住宅の更新を進めてまいります。

町民が居住している住宅に関しまして、令和6年度に創設しました既存住宅耐震診断・耐震改修工事の補助金制度につきまして、町内住宅の耐震化を推進し、地震による住宅倒壊等の被害軽減に寄与してまいります。

次に、水道事業につきましては、安全で安心な水を常に安定してお届けできる事業経営を行い、本町水道事業を次世代に引き継ぐために必要となる財源を確保するため、公営企業の基本原則を堅持しながら、経営の効率化に努めて、運営基盤の強化と水道サービスの向上に引き続き取り組んでまいります。

また、東串良町新水道ビジョンや水質検査計画に基づき、水道施設の計画的な改

良・更新を進め、安定した給水や水質保全に努めてまいります。

次に、福祉行政でございますが、町民の方々が健康で安心して暮せる環境づくりを推進し、保健・福祉サービスの充実に努めてまいります。

高齢者福祉対策につきましては、「高齢者地域支え合いグループポイント事業」等により元気で生きがいの持てる環境づくりなど、地域で高齢者が安心して暮らせる体制づくりに努めてまいります。

また、高齢者福祉センターは、地域包括支援センター事務所の役場庁舎内への移転に伴い、施設の管理等を東串良町社会福祉協議会へ管理委託し、引き続き、施設の適切な維持管理に努めながら、高齢者の閉じこもり防止、認知症予防、健康維持増進のための憩いの場として、活用を図ってまいります。

さらに、「敬老祝い金給付事業」をはじめとする高齢者支援事業を引き続き実施します。また、町の単独事業として実施している「紙おむつ給付事業」「介護者福祉手当支給事業」を継続することで、介護者の負担軽減も図ってまいります。

障がい者福祉対策につきましては、昨年度から重度心身障害者医療費の自己負担分の助成金について自動償還払いを実施し、対象者の負担軽減を図ったところですが、今年度も、関係機関と連携を図り、相談業務や情報提供及び福祉サービスの給付など、必要な支援に努めてまいります。

児童福祉対策につきましては、安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、必要な支援を実施するなどの「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」を継続し、さらに、出生祝金を支給する「赤ちゃんすこやか支援事業」や「副食費等の補助」、「新生児のオムツ購入費補助」の継続により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることで、出生率の向上にも寄与できるよう努めてまいります。

また、「子育て世代包括支援センター」では、母子手帳交付から18歳まで必要な支援を継続的に実施し、新生児・産婦訪問事業や乳児全戸訪問事業、子育て相談などと合わせ、子育てサポートの充実に努めてまいります。

保育事業につきましては、保育を必要とする全ての家庭が利用できる体制づくりに努めるとともに、放課後児童クラブの待機児童解消に向けて取り組んでまいります。

生活困窮者支援対策につきましては、「大隅くらし・しごとサポートセンター」や「社会福祉協議会」、「民生委員」などと連携し、包括的な支援に努めてまいります。

保健衛生事業につきましては、各種がん検診をはじめ、特定健診および特定保健指導などを推進し、「生活習慣病の発症予防・重症化予防」に積極的に取り組みながら、町民一人ひとりが主体的に、健康管理ができるよう保健事業等の充実に努めてまいります。

また、乳幼児から高校3年生までの「医療費の全額助成」についても、これまで、非課税世帯に対して実施していた窓口負担の現物給付化を、課税世帯にも対象を広げ、経済的負担の軽減や受診しやすい環境づくりにより、子育て世代のサポートや子ども達の早期受診による疾病の重症化予防に取り組んでまいります。

さらに、乳幼児の健診や保健指導、妊産婦の定期健診、不妊治療の助成に加え、出

産後の心身の安定と育児不安の解消を図るため、産後ケア事業や親子健康相談も引き続き実施します。また、新たに、5歳児健診を実施することにより、子どもの発育・発達の状況に応じた早期支援につなげ、子どもの健やかな成長に寄与してまいります。

予防接種助成事業につきましては、昨年度から新型コロナウイルス感染症予防接種が65歳以上の高齢者を対象に定期予防接種化されたことにより、季節性インフルエンザ予防接種と同時期に実施いたしました。今年度も同様に関係機関との連携を図りながら予防接種を実施してまいります。

さらに、重篤な健康リスクをもたらす可能性がある疾患の帯状疱疹に対しては、今年度から原則65歳以上の高齢者を対象に定期接種化されますが、発症の可能性が高まる50歳以上を対象とした定期接種対象以外の方への予防接種費用の助成を昨年度に引き続き実施し、接種費用に係る経済的負担を軽減することで、接種しやすい環境づくりを行い、町民の健康リスクの低減を図ってまいります。

また、他の予防接種助成事業につきましては、乳幼児の定期予防接種など、疾病の予防、まん延防止、重症化予防に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、令和6年12月2日から健康保険証の新規発行の終了に伴う、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

マイナ保険証の更なる利用促進や被保険者の皆様の不安解消につながるよう円滑な事務手続きに努めてまいります。

国民健康保険事業は、加入者の高齢化や若年層の人口減少という国保の構造上の問題から、今後も厳しい財政運営が続いていくものと予想しておりますが、引き続き「医療費適正化対策事業」「特定健康診査事業」「特定保健指導事業」「国民健康保険税徴収率向上対策事業」「重複服薬者等対策事業」を着実に進め、高齢化の進展に伴う急激な医療費の伸びを少しでも適正化できるよう取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、今年は、団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者になります。運営主体である「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」と連携し、保険料の収納や窓口業務の対応を行い、制度の円滑な運営に努めてまいります。

また、引き続き、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を実施し、高齢者の健康管理についても切れ目なく継続的に取り組んでまいります。

介護保険事業につきましては、適切なサービスの提供に努め、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおります。

その中核を担う地域包括支援センターにつきましては、令和7年度から専門的な知識やノウハウ、柔軟な発想と行動力をもって地域のニーズに適した支援を提供できる民間事業者へ業務を委託し、よりよい住民サービスの提供が行えるよう努めてまいります。

次に、戸籍関係につきましては、氏名の振り仮名が記載事項となり戸籍、戸籍附票の各システム整備、改修を行うことや、マイナポータル手続きにより、転入・転出・転居等のワンストップ化を向上するよう努めてまいります。

国民年金事業につきましては、窓口や電話等による住民からの年金相談に対し、鹿

屋年金事務所と連携し、随時対応いたします。

生活環境対策につきましては、生活排水対策として住宅に小型合併浄化槽を設置する住民に対し補助を行います。また、単独槽や汲み取り槽から合併槽への転換については、撤去費用と宅内の配管工事費に補助を行います。さらに、町内の施工業者を利用される方については、町単独による加算も行います。

衛生対策につきましては、ごみ排出量の縮減と各リサイクルを推進し、総量縮減に努めながら住民生活の向上を図ります。また、不法投棄対策として、東串良町衛生自治団体連合会と連携を図り、巡回パトロールを行うことで、地域と共に機運を醸成してまいります。

さらに、今年度も海岸漂着物等地域対策推進事業を実施し、ゴミの除去作業を行い柏原海岸の環境美化に努めます。

次に、教育の振興でございますが、誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して夢や希望を実現し、ともに未来を創る東串良の人づくりに努めてまいります。

本町の教育施策の方向性として、お互いの人格を尊重し豊かな心と健やかな体を育む教育の推進、未来の社会の創り手となる資質・能力を伸ばし社会で自立する力を育む教育の推進、信頼される地域とともにある学校づくりの推進、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進に取り組んでまいります。

不登校対策としましては、昨年度から設置している「中学校校内教育支援センター」等を活用し、子どもの居場所の確保に努めるとともに、学校全体で魅力ある学校づくりに取り組むことで不登校の未然防止を充実させてまいります。また、児童生徒の学力向上対策の一環として、今年度新たに、東串良町公営塾を開設します。地域おこし協力隊の運営の下、小学生を対象とした平日の放課後自習塾や中学3年生を対象とした高校入試対策等を行ってまいります。

また、学校における子どもの安心安全を図るため、登下校時の巡回パトロール、3校合同の防災訓練や小中一貫教育の充実に取り組んでまいります。

施設設備につきましては、現在施工中の学校給食共同調理場新築工事は順調に進んでおりますが、児童生徒に安心・安全な給食を提供できるよう、本年9月1日の開所に向け、引き続き関係業者と連携をとってまいります。また、学校給食共同調理場が完成した後、既存施設については、解体後は、役場職員の駐車場として整備を行ってまいります。

各学校におけるICTの活用については、教職員の研修等の充実を図り、さらに電子黒板等を活用し授業力向上に努めてまいります。また、児童生徒のタブレットの持ち帰りを促進するとともに、様々なソフトやアプリを利用した、更なる学力向上に努めてまいります。

学校給食事業につきましては、学校給食衛生管理基準に基づいた新しい学校給食共同調理場が完成するため、さらに徹底した衛生管理に努めてまいります。また、学校給食における地産地消の推進を関係各所と協議し、地元産の農産物の活用を模索しつつ、バランスの取れた献立を工夫するとともに、調理業務委託業者と連携しながら、おいしく安全な学校給食を提供できるよう取り組んでまいります。

また、子育てのしやすい教育環境整備の一助として、給食費補助事業を継続しつつ、引き続き保護者負担を小学校中学校ともに1,000円とし、さらに小中学校の新入学1年生に対し、入学助成金3万円を支援してまいります。

社会教育につきましては、「東串良町教育振興基本計画」に基づき、「地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進」「生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興」に取り組んでまいります。

地域ぐるみでの子どもの育成として、多くの地域住民や多様な団体等が連携・協働した「地域学校協働活動」をベースに、子どもの成長を軸に自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を目指します。

また、地域社会に蓄積された知恵を生かした学校・家庭・地域の一体となった青少年の健全育成を推進することにより、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子どもの育成、地域での活動の中核となる中高校生・青年層のリーダー育成に努めてまいります。

家庭の教育力の向上として、家庭教育学級の充実、家庭教育支援員の養成、魅力ある子育て講座の開設、PTA活動の充実に努めてまいります。

文化芸術活動の促進につきましては、身近な場所で多様な文化芸術を鑑賞し、体験できる環境づくりと優れた文化芸術活動に参加できる機会の拡充を図ります。

文化財の保存・活用につきましては、引き続き唐仁古墳群の保存・活用を中心に推進してまいります。本年度も、保存活用検討委員の意見を伺いながら発掘調査等を実施し、唐仁古墳群の調査を進めつつ発掘体験の実施や出前授業の開催など文化財の普及活動にも努めてまいります。

社会体育につきましては、生涯スポーツの推進としてスポーツ推進委員の資質向上を図るとともに指導体制を整備し、スポーツ協会との連携を図りながらスポーツ・レクリエーション団体等の育成・充実に努めます。

また、各競技団体や関係機関との連携を図りながら、スポーツ指導者の養成と資質・指導力の向上を図ります。

さらに、町民運動場や総合体育館などのスポーツ施設設備の整備・充実に努めるとともに施設の活用を促進してまいります。

以上、令和7年度の町政を進めるにあたり、主要な事業等について申し述べました。

各施策の執行につきましては、財源の確保に努めながら、費用対効果を重視し、適正かつ有効な住民サービスを提供したいと考えております。

私の信条は「笑顔あふれるまちづくり」です。町民主体の活力に満ちた町政を推進し、東串良町の更なる発展のために精一杯、努力していく所存です。

議員各位並びに町民の皆様方におかれましては、今後とも御理解と御力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。令和7年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

続きまして、令和7年度当初予算につきまして、説明いたします。

議案第12号 令和7年度東串良町一般会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74億4,300万円とし、対前年度比

で18.4%の増となっております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

次に、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるところでございます。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ額の最高額は、4億5,000万円と定めたところでございます。

最後に、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第4条によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第13号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,097万3,000円といたしました。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めたところでございます。

また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第14号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億7,130万1,000円といたしました。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定めたところでございます。

また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第15号 令和7年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1万2,000円といたしました。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第16号 令和7年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,044万9,000円といたしました。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出

会 議 の 経 過

予算」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第17号 令和7年度東串良町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

業務の予定量は、本予算第2条によるところでございます。

次に、収益的収入及び支出の予算額は、本予算第3条によるところでございます。

次に、資本的収入及び支出の予定額は、本予算第4条によるところでございます。

次に、一時借入金の限度額は5,000万円と定めたところでございます。

次に、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算第6条によるところでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、本予算第7条によるところでございます。

また、水道事業に助成するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2,248万7,000円と定めたところでございます。

最後に、棚卸資産の購入限度額は1,000万円と定めたところでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月14日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会            午前10時44分

## 令和7年第1回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和7年3月14日 午前9時30分  
散 会 令和7年3月14日 午後3時00分

### 出席議員（10人）

1番 上 池 勝 彦  
3番 児 玉 勇 治  
5番 牧 原 完 治  
7番 前 田 隆  
9番 宮 地 利 雄

2番 小 川 香 織  
4番 瀬戸山 譲 一  
6番 西 園 貞 美  
8番 上 園 ミ キ  
10番 田之畑 稔

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

8番 上 園 ミ キ

9番 宮 地 利 雄

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜 屋 啓 子

書 記 清 瀧 美東士

### 地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長 宮 原 順  
副町長 大 園 保 広  
教育長 金 久 三 男  
会計管理者 前 田 秀 一  
総務課長 江 口 勝 志  
農林水産課長 瀬戸山 雅 樹  
福祉課長 倉ヶ崎 和 治  
税務課長 西 田 博 文  
建設課長 寺 園 竜 二

住民課長  
企画課長  
まちづくり推進課長  
農地課長兼農業委員会事務局長  
管理課長兼学校給食共同調理場所長  
社会教育課長  
総務課長補佐

有 嶋 義 昭  
中 島 孝 一  
上 原 久  
上 野 勝 志  
中小野田 輝幸  
吉 留 潤一郎  
上 野 史 生

### 議 事 日 程

会議に付した事件

一般質問の目次

会 議 の 経 過

別紙のとおり

議事日程のとおり

別紙のとおり

別紙のとおり

## 議 事 日 程

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 8号 令和 6 年度東串良町一般会計補正予算（第 9 号）

日程第 3 議案第 9号 令和 6 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

日程第 4 議案第10号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 5 号）

日程第 5 議案第11号 令和 6 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

## 一般質問の目次

| 質 問 者  | 質 問 事 項                | 掲載ページ  |
|--------|------------------------|--------|
| 牧原 完治  | 1. 物価高騰対策              | p. 1～  |
|        | 2. 観光事業                | p. 2～  |
|        | 3. 農業振興（露地野菜）          | p. 3～  |
|        | 4. 土地改良事業              | p. 4～  |
|        | 5. 社会体育                | p. 5～  |
| 瀬戸山 譲一 | 1. 複合施設について            | p. 6～  |
|        | 2. 包括支援センター民間委託について    | p. 11～ |
|        | 3. 役場職員の動勢について         | p. 13～ |
|        | 4. 姉妹都市連携について          | p. 16～ |
|        | 5. 町長の品位について           | p. 18～ |
|        | 6. 特別旅費について            | p. 20～ |
|        | 7. 超過死亡について            | p. 22～ |
| 児玉 勇治  | 1. ひび割れ自分で直すコンクリートについて | p. 23～ |
|        | 2. 東串良公営塾について          | p. 25～ |
| 前田 隆   | 1. 淘汰事業の改正について         | p. 28～ |
|        | 2. パトック牛舎の補助について       | p. 29～ |
|        | 3. 共進会への取り組みについて       | p. 33～ |

|       |                    |        |
|-------|--------------------|--------|
| 上園 ミキ | 1. 施政方針について        | p. 36～ |
|       | 2. 空き家対策問題について     | p. 37～ |
| 宮地 利雄 | 1. 町長の施政方針について     | p. 43～ |
|       | 2. 訪問介護施設について      | p. 43～ |
|       | 3. マイナ保険証について      | p. 44～ |
| 上池 勝彦 | 1. 南海トラフ巨大地震対策について | p. 45～ |
|       | 2. 人口減少対策について      | p. 48～ |
| 小川 香織 | 1. 施政方針について        | p. 50～ |
|       | 2. 職員の働き方改革について    | p. 66～ |

## 会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。
順番に発言を許します。
5番 牧原完治議員。
5番 牧原議員。

5 番（牧 原）

それでは、通告に従いまして、質問したいと思いますが、先ほども町長の施政方針がございました。その中で気になった5点ほどを質問申し上げたいと思います。

まず最初に、物価高騰対策なんですが、国が毎年のように経済支援を行っておるわけなんですが、昨年も低所得者向けに支援があつて、本町独自でもその他、それに低所得者でなかった分にも商品券等やら交付対策を行ったわけなんですが、もし今年、令和7年度、また国の支援があつた場合はどうされるのか。今までは、公平にされていたわけなんですが、酪農等、苦しい職種もございます。そのような単独であるのか、それとも全体的にされるのか、仮定の話なんですが、町長の考えを聞きたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。今議員のほうからありました本町単独の物価高騰対策は考えられないかというお尋ねでございますが、依然として全国的に物価高やエネルギー価格高騰が続いている状況ではございますが、国の支援策にも大いに期待しているところでございます。また、国内外の様々な要因や国内における社会情勢等により、長期間続いている物価高騰への対策といたしましては、町単独の様々な要因や、国内における社会情勢等により長期間続いている物価高騰への対策に対しましては、町単独の施策ではなかなか効果が不十分であると考えております。

令和7年度に入り、物価高騰等に対する国の支援策の動向にも注視しながら国の支援策が示された場合に、町の財源を上乘せして行うことが最も効果が大きいのではな

会 議 の 経 過

いかと現時点では考えているところでございます。国の対策は何か示されない場合には、町単独事業といたしまして、可能な範囲において補正予算にて対応することを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

それでは、2 番目の質問に入りたいと思いますが、2 番目は観光事業なんですが、アウトサイドフェスティバルが今年も計画されております。過去 2 年間行われたわけなんですが、本町にとってどのような効果があったか、効果等があれば聞かせてもらいたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

東京新宿中央公園にて 1 2 回の開催実績があるアウトサイドイベントを本町へ誘致して、昨年で 2 回目の開催となりましたが、一昨年は好天に恵まれ、初夏にもかかわらず 2 日間で 1 万 4, 0 0 0 人の来場者がありました。昨年は、イベント期間中、小雨などで天候に恵まれなかったものの、2 日間で約 1 万 2, 0 0 0 人の方が御来場いただきました。テレビ宣伝の効果等もございまして、県内外に大々的に情報が拡散したことにより、2 か年連続で来場者 1 万人を超える盛況ぶりであったと考えております。

それぞれの開催年度で、町内の飲食事業者の方々も出店され、それなりに多くの売上げがあったようでございます。九州管内から出店されたキッチンカーの方のお話を伺いまして、「こんなに売れるイベントはほかに経験したことがない。来年も必ず出店したい」との声があるという報告を受けております。来年度も開催されれば、県内外の有名どころの事業者が出店される可能性があり、その効果で町内事業者の売上向上を図られ、大きな経済効果につながるが大いに期待できます。

また、イベント事業掲載費用対効果といたしましては、昨年のイベント開催に合わせて、出版メディア、テレビメディア、そしてウェブメディア各社に一斉広告出稿し、全国に開催の告知をいたしました。9 月から 1 0 月には各種メディアへの開催の PR を依頼いたしました。PR タイトルは、「第 2 回 KAGOSHIMA o u t s i d e F e s t i v a l 2 0 2 4、1 1 月 9 日・1 0 日に開催！！～1 2 0 社以上が大集結！九州最大級の遊びの祭典～」で、8 5 社の企業による報告記事数の協力を得られ、仮に広告に換算した場合の金額といたしましては、1, 8 6 0 万 3, 9 3 6 円

となりました。これによりまして、本町の知名度アップと町内事業者の売上げにも絶大な効果があったと捉えております。

さらには、ここ数年、ピーマン狩り農業祭が開催されておりましたが、その中で行われておりました牛の体重当てコーナーや、本町のピーマン、キュウリと酪農の宣伝ブースもこのフェス会場内に設けられており、本町特産品のPRの場として活用も図られております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

確かに町長の言われるように、本町の宣伝効果は私はあったと思います。1年目が1,000万円の予算、2年目が900万円、今年は800万円の予算の計上がされているわけなんですけど、私、本町にどのような効果があったかというのを見たいわけなんです。この前監査で成果表を見せてもらいました。このぐらい薄い成果表で。本町に効果があったのかなと思っているわけでございます。本町に効果があるというのは、本町を宣伝をして移住者が増えたとか、またふるさと納税が伸びた、商店街が活性化されたというようなことで、本町にお金が幾ら落ちたかなというのが私は成果だろうと思います。このような多額の予算を投じてするんですから、宣伝効果は十分あると思います。本町のためになったような企画をしてほしいと思うわけでございます。

それじゃ、3番目に農業振興なんですけど、畑作の甘藷は、昔からも換金作物として夏場の作物では欠かせない作物なんですけど、今基腐れ病が近年流行って、大分改善されております。土壌の消毒をしたり、殺菌剤を入れたりして、収量も上がっているようでございます。1俵、40キロが千八百幾らですから、今、作付については1反当たり100俵取りもされております。そうしますと1反当たり20万円の売上げがあるわけなんですけど、ただ労力が大変なんですよね。芋を掘ってむしって重いものを持って、これの収穫機がございまして、カンショの収穫機が、非常に高額な収穫機なんですけど、これの補助事業があれば、大分労力の解消、また面積の拡大もできるんじゃないかと思うわけなんですけど、これは補助事業等はないもんなんですか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

甘藷集荷機械の導入に関する補助事業につきましては、産地パワーアップ事業や鹿

児島農業未来創造支援事業、それと畑作物産地生産体制確立強化緊急対策事業などがございます。それぞれの事業の目的や条件が異なりますので、実施を希望される場合は、農林水産課まで御相談いただきますようお願いいたします。

事業の要望につきましては、毎年6月頃に次年度の実施要望を提出することとなっておりますので、実施要望の段階で、計画概要や事業費などを協議する必要もございますので、繰り返しになりますが、事業実施の希望がある場合は、お早めに御相談いただくようお願いいたします。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

今の農業振興の前に要望なんですが、甘藷作についてもですが、全国的に兼業農家が非常に大事だと思っているわけです。ですから、認定農家と同じような兼業農家の推進をしていただきたいと思うわけです。昨日の新聞に阿久根の地域再生職員副業ということが載っておりました。国も公務員の副業化を後押しというようなことなんですが、我がまちは農業のまちです。うちの職員も、1か月に休みがあつて、仕事は20日、10日休みです。なるべく農業に農業生産に励んでいただきたいと思うわけでございます。

それでは、4番目の質問なんですが、持留川地区の圃場整備が残っております。今、岩弘のほうは順調に進んでいるわけなんですが、今これに取りかかっていると思いますが、概況やら、するとしたら何年度着工ぐらいになるかお尋ねしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

圃場整備事業の実施につきましては、御承知のとおり、受益面積や担い手への一定以上の農地利用集積等の要件がございますが、まず事業実施に向けて、圃場整備を推進する方々による同意の収集や実現可能な担い手への集積計画の作成等の条件整備に向けた取組が必要となりますので、地域全体で圃場整備を実施するという機運の高まりが重要となってきております。

現在、川東地区の圃場整備につきましては、地元推進による仮同意取得により地元要望が示され、地区の選定については、地元推進員と協議し、北側より実施する予定でございます。本年度は、県単事業で事業計画、樹立地区調査を実施中でございます。

着工については、全ての受益者の同意、地域の合意形成、そして農用地の集団化の事業など条件が整い次第ではありますが、令和10年度の事業採択、令和12年度の

着工を目指しているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

最後の質問なんですが、町の主催の行事、町民運動会、町内一周駅伝大会、これは町主催なんですが、もうちょっと盛り上がりが欠けているのかなと思うわけでございます。そこで増額、予算も261万円ですが、計上されておりますが、もうちょっと予算をアップして、もうちょっと盛大にやれないか、その辺の質問をしたいと思えます。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

全ての町民がいつでもどこでも誰でもそれぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたって主体的にスポーツに親しむことは、体力の向上や健康の保持増進だけでなく、明るく豊かで活力ある生活の実現につながることから、生涯スポーツの推進を図ることが必要であると認識しております。町民であふれていた町民運動会、町内を一周していた駅伝大会も、人口減少や生活様式の多様化、道路占有許可などから徐々に大会を縮小してきたようでございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町民運動会や駅伝大会をはじめ、各種スポーツ大会を中止せざるを得ない状況が続き、町民運動会は本年度から、駅伝大会は昨年度から再開したところでございます。選手確保の関係から、町民運動会は8地区対抗から小学校区対抗へ、そして現在は3地区対抗となり、一方、駅伝大会は何とか8地区対抗を保ってはおりますが、選手確保ができずに、オープン参加となる地区もあるのが現状でございます。

教育委員会としましては、スポーツ推進委員やスポーツ協会などと連携し、選手確保に努めてはいますが、児童生徒の減少やスポーツ少年団などの各種大会への参加、生活様式の多様化など様々な要因により選手確保等が困難になってきているのも事実でございます。教育委員会としましては、町民運動会では、幼児から高齢者まで幅広い年代が参加できるよう、例えば種目の見直し、レクリエーション性の高い種目の導入など、駅伝大会ではコースの見直し、各区間の距離や走者の年代のオープン化など、町民が参加しやすくなるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

今教育長からいろんな企画をしたいということを聞いて安心したわけなんです、例えば駅伝大会、今のコースは同じコースを2周ぐらいですか、されるわけなんです、国道を横断できない、走れないということであれば、タイム差を設けて岩弘から川東、南部まで走るような、そして選手層も薄いわけなんです、今池之原に子供たちは集中しております。親の出身地でふるさとで走るとか、それ辺もうちょっとそういう手だてをして、もうちょっと町内の盛り上がりができるようにお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、4 番 瀬戸山譲一議員の発言を許します。

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

早速、質問に入らせていただきたいと思います。今日はやはりちょっといろいろ深く突っ込むというか、ちょっとセンシティブにやっていけない部分があるかなと思います。というのも、やはり今、町内、町民の皆さんから、よく言われるのは、東串良も大丈夫けっていう言葉を聞くようになりました。それでいろいろこの一般質問というのは、やっぱり政策提言とか、そういう政策に関してを主にやるべきじゃないかという話は聞いていたんですけども、今日の質問のやり方は、ちょっといろいろ今までと違ったやり方でやろうと思うんですけど、この前1月28日に、鹿児島県の町村議会議長会の議員研修があったんですね。表題が「役所を動かす質問の仕方」ということなんですけど、この中に書いてある、質問には三つの方法、考え方があるというわけですね。それで、今日はその中のどれかといったら、これ三つあるというんですけど、政策提案型、課題責任の追及型、そして自己主張型、この三つというのは、この勉強会で講師の方がお示しをされました。この中で私が今日ちょっと中心的にやっていこうかなと思うのは、課題責任追及型なんですね。だから今までとはちょっと違った方法もあるかもしれませんが、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

まず第1、複合施設についてです。

このことに関しては、私は特にかねがね厳しくいろいろ問いただしをしているところでございますけれども、ほとんど相手にされないというのが実情です。町長に聞きますね。行政を執り行うに当たって、町長は誰のために行政を頑張っていこうと思っ

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
お答えします。
今、議員がおっしゃることは、もう町民のためですよ。それ以外にないです。
以上です。

議 長（田之畑）
4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）
その回答を待っておりました。町民の皆さんのために、行政は執り行うということですね。であれば、民意という言葉がありますけれども、民意に従って行政も動かないといけないし、議会もその下に立脚して議員活動をやっていないとということで、民意が全ての頂点に立つということで、だから執行部も議会も民意を無視することはできないんですね。だからこの民意に従って行政を執り行う、議会活動もやる。これがもう根本ですので、これを無視した考え方、やり方というのは、あり得ない話なんですね。だからその民意ですけれども、この複合施設も民意に従ってやっていないといけないという根本的な問題があると思います。民意に沿って複合施設もつくっていかないといけない。これは当たり前の話ですよ。どうですか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
民意に沿った考え方でございます。
以上でございます。

議 長（田之畑）
4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）
でないと思うからいつも言ってるわけですがけれども。であれば、こういう大型工事、本体が38億円、40億円とか、トータルで50億円とか示されて、こんな大きな大規模事業を執り行う上で、民意が反映されているかということでございます。だから最初、普通に考えて一般論として、常識論として、ほかの他町村は何をやっているかといったら、例えば錦江町の最近である医師会病院建設、数年前は垂水の市庁舎、ここは何をされたかというのは、住民投票を先にやられているんですよ。住民投票を

先にやって、その可否によって、つくるかつくらないかを決めてからやるんですけど、東串良はそれをやっておりません。何度も言いますけど、あの怪しいアンケートと自分は言ってますけれども、つくることを前提にしたアンケート、あれで三十数%の得票を得られたから、それが十分民意を反映しているとか言う人もいますけれども、最初から情報管理に問題があって、全国ニュースにもなりましたよね。そして何度も言いますけれども、例えばモバイルアンケートとなれば、町民以外の方でも何回でもアクセスして、それをアンケートに取り上げるって、こんな話ないんですよ、本当に。だから今回も基本計画というのが7, 000万円の予算が18日に採決になるのかな。示されておりますけれども、こんなことをやって、またこの7, 000万円、その前に2, 000万円のコンサルタントもやってますけど、地盤改良まで入れてトータルの9, 660万円ですよ。何回も言いますけど、錦江町さんも垂水市さんもちゃんと住民投票をやってから、それで町民の皆さんがつくるとおっしゃればいいんですよ。それもやらないで、一部の人間だけで進められている。それとしか言いようがなく、最近、町民の皆さんがそのことに気づき始めているんですね。この前の日曜日、川東のある方がうちに来られました。何だろうかなと思っていたら、「瀬戸山さん、またアンケートをやるべきじゃないですか」と来たんですね。「何ですか」と言ったら、「いや、今みんなが知り始めて、複合施設賛成という人は私の周りで1人もいませんよ」とおっしゃるんですね。「みんな反対ですよ」って。言わせてもらったのは、「いや、自分は今これから住民投票、これを先にやるべきじゃなかったかなと思ってはいるんですけど、これを今からやるべきじゃないかなと思って提言しようと思っている」と言ったら、「そうしないといけないと思いますよ」と。昨日もあるところで、田んぼである人に会ったら、全く同じことを言われるんですよ。例えばアンケートにしても三十数%の答えがあれば、その中で反対意見もあったはずですけど、反対意見を示してくださいと言っても一切公表しませんよ。その統計の取り方にしても、全部執行部側が仕切っていると我々は確認のしようもないんですよ。だから、これはさっき言いました一番の根本原理、民意を反映しているとは思わないんですね。私はさっき言いましたが、その人に言ったのは、住民投票をやることになって、住民投票で町民の皆さんがノー、反対となった場合にはどうしますか、町長。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

町といたしましては、繰り返しになりますけど、老朽化した施設を統廃合し、将来の町の発展を見据えて複合施設を整備するという立場でありますので、町内の各種団体の推薦を受けた委員で構成する複合施設建設検討委員会に対しまして、令和5年8月10日付で複合施設建設の基本構想及び基本計画に関することや、その他複合施設建設に必要な事項に関しまして、諮問をいたしておりました。その答申が去る3月6

日に当建設検討委員会委員長から私に対しましてなされました。検討委員会において慎重に協議を重ねた審議の結果であること、当委員会の意見が今後実施予定の複合施設建設設計業務等において可能な限り反映されることを望むという文言も記されております。町内全世帯の33.7%に当たる約1,097世帯へのアンケートや住民説明会、ワークショップやパブリックコメントなどの多くの皆様の意見を踏まえられての答申内容であることでございます。

町といたしましては、この答申を踏まえて、早急に基本構想、基本計画を策定させていただきたいと考えております。したがって、次の段階といたしましては、複合施設に係る基本設計の関連予算を令和7年度当初予算に盛り込んでおります。説明をさせていただいてる状況でございます。これまでも申し上げておりますが、町といたしましては、複合施設建設の賛否を問う住民投票の実施は考えておりません。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今最後の言葉だけでしたけど、もうその前のもう時間の無駄ですから、私の質問に答えてくださいということなんですけど、住民説明会はこの前、池之原でやりました。それに出席させてもらいました。役場の職員さんが五、六名、そして住民側が六、七名だったかな、その中で言わせてもらいました。この複合施設建設を進めるに当たって決める方法は二つあるんですよと言わせてもらいました。一つは議会に提示して、議会が賛成してしまえば、そのまま通ってしまうんですよ。もう一つそこに町長もいましたよね。もう一つの決め方、一番上位にある決め方、住民投票なんです。垂水だって住民投票でひっくり返されて、市庁舎の建設ができなくなったんですよ。こんな非民主主義的なやり方おかしいと思います。ですから、多分そういう答弁が来るだろうなと思いました。だから今住民の側でもこれじゃいけないよねという方がたくさん出てきておられます。もういろんなところで。そして住民投票に値する3分の1署名を取ればいいのか。そして住民投票に持ち込めばという話がもう出ております。だから私が聞いたのは、さっきその答えはおかしいと言ったのは、住民投票にノーが出れば、それに従うのか従わないか、それに答えてくださいということなんです。よ、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

それは、仮定の言葉であって、それはこっちでお答えすることは不可能です。だってそうですよ。住民投票しなさいという声はないですよ、今のところは。

議 長（田之畑）

暫時休憩します。

休	憩	午前10時02分
再	開	午前10時05分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4 番 瀬戸山議員の発言を許します。

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

だから言ったように、住民投票というのをずっとウィキペディア、そしてグーグル検索で調べてみると、いろんなやり方もあるし、いろんな考え方もあります。だけど、今この御時世ですから、民意を無視するわけにはいきませんので、民意が高まってきたときは、それを無視してやろうとすれば、もうこれ行政の終えんですよね。そのように住民の側から声が出てくるんじゃないかなと私は思っております。だから、何度も言いますが、締めくくりで言いますが、複合施設建設も住民の民意の下にやっていく。最後の確認です。住民の民意の下で複合施設建設を考える。もう一回確認します。それでいいですよ。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

繰り返しになりますけれども、もう今議員のおっしゃるとおり、民意が反映されたら、それはそのとおり従いますよ。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

最後ちゃんとした答えが出ましたので、民意を基に行うということでしたけれども。だから一つ心配するのは、今回7,000万円の基本計画です。さっき言ったようにトータルでランドブレインを含めて9,660万円、もし民意で否定されてしまった

らいろんな住民の検討委員会の方々の経費かれこれを含めると1億円飛んでしまうんですね。1億円飛ぶんですよ。それも一言付け加えておきますね。それも住民の人たちがどう判断するかです。

次に行きます。包括支援センター民間委託について。

現在、南の太陽さんと交渉はどこまで進んでいるかお尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

地域包括支援センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心して、その人らしい生活を継続していくことができるように、地域包括ケアシステムの中核拠点として、平成18年3月に東串良町高齢者福祉センター内に設置いたしました。地域包括支援センターにおける職員は、国の示す基準に従い、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種を配置することを基本といたしますが、現在、人材が不足する中で、これら3職種を確保することが難しいため、民間への地域包括支援センターの委託を進めたところでございます。

議員お尋ねの南の太陽との交渉に係る経緯につきましては、令和6年12月議会において、説明させていただいておりますので、割愛させていただきますが、交渉内容につきましては、2月28日に開催いたしました東串良町地域包括支援センター運営協議会において、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づく包括的支援事業の実施に係る方針といたしまして、令和7年度東串良町地域包括支援センター運営法人の承認を得て、この運営方針に基づき、株式会社南の太陽と令和7年4月からの委託に向けて協議を進めているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今現在進行中だという話ですけれども、あと4月からといえど何日間残っているのかなということですが、私は委員会でもいろいろ言わせていただきました。選定に当たっては、とても難しい部分もあるし、考えなきゃいけないところがたくさん出てくるわけですが、内外からの声でこれからお願いするであろう〇〇〇〇さんが、固有名詞を出してしまっていて言ってしまったけれども、湯遊ランドなんかの委託管理を受けたとか、人はいないのになんていう話が町内外から聞き届いております。この経緯を申しますと、去年、町内にある施設さんと途中まで行っていたのに、最後の最後の土壇場で決裂してしまったわけですね。決裂してしまった理由は、いろいろうわ

さが流れております。私は内部職員の方とか、直接理事長にもお話を聞きました。そのことを言うと、この場でとても問題が出てきますので言いませんけれども、一言で言えば、役場のほうから執行部のほうからもうちょっとしっかりと取り組むべきじゃないかという話を聞いております。私は全協のときに言いましたよね、去年も。軽率だと言われるんですね、やり方が。要するに執行部が全然詰めてないんですよ。全部他人任せだと言われました。これで〇〇〇〇さんともこれからうまくいくのか、双方ともに心配しております。なぜならここに下にありますが、ここにつながりますが、途中で事業を継続できなかったり、そしてもう何か問題が発生した場合に、ちょっと無理ですという言葉が、これは現実的な話ですよ。なぜこんなことまで言わなきゃいけないかというのは、私もある人からいろいろ話を聞いているんですけど、そういうケースに至った場合には、町民の皆さんが多大な損害を被るということなんですね。だから包括支援センター、いつも言わせていただきますけど、社会福祉協議会と連携して、ちゃんとした福祉の体制というのを東串良が確立しておかなきゃいけないんですよ。それができてないと言われてるんですよ。私は二つの案件を去年の委員会で言わせてもらいました、1年前に。包括支援センターも外部に下請に出すと。あのとき二つの案件を言いました。執行部の方々は、この二つの案件に対して何も返答ができませんでした。ここであえて言いませんけれども。その体制で福祉体制に臨むのかということなんですね。だから〇〇〇〇さんとのこれから契約がどのようになっていくか、その辺も含めて、この前も小委員会で最初、去年契約したところのプロポーザルの内容と、そして今度〇〇〇〇さんとの内容、契約金額はどうなのか。

議 長（田之畑）

瀬戸山議員、固有名詞はもう消しますからね。

4 番（瀬戸山）

分かりました。固有名詞だけ消してくださいね。その辺もチェックしていかないといけなくなるんですね。その辺を執行部は、ちゃんと真摯に取り組んでいただきたいと思っております。

今②まで行きました。もう今言ってしまったんですが3番目ですね。つまり、今現にある役場内の包括支援センター、役場の中に事務所が帰ってこられました。社会福祉協議会と、やっぱりタイアップをしていかないといけないんですけども。今回の予算の提示の中で、社会福祉協議会さんに対してもいろんな事業を委託するとか話が出て、初耳だったんですけども、そこも含めて、社会福祉協議会さんと役場に帰ってきた包括支援センターのこの協働体制取組、どのように考えていらっしゃるのか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

地域包括支援センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるように、地域包括ケアシステムの中核拠点として位置づけられていた機関でございます。社会福祉協議会は、地域住民や行政、福祉サービス事業などを連携し、幅広い年齢層やニーズに対応して、地域全体の福祉の向上を目指す民間の組織でございます。それぞれの役割や対象範囲に違いはありますが、どちらも地域福祉を担うという点で、目的は一致しております。地域福祉の推進に関わる機関であるため、密接に連携を図る必要があると考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

ここは抜かりなくやっていかないと、もし何かあった場合、大変なことになるよという話になっているんですね。それは私もなかなか痛感できない、よく分からない部分だったんですけども、福祉関係の人たちに話を聞くと、そう言われます。東串良は、考え方が薄いよと言われました、この前も。

以上です。

次、役場職員さんの動勢についてです。本年度3月末に何名の職員さんが退職するのか、お尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本年度末の退職者は4名でございます。内訳といたしましては、定年延長制度による定年前退職1名、依願退職者3名になります。依願退職者の3名のうち1名は、令和6年12月末で退職しております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

併せて、今度の新規採用者数をお尋ねします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
お答えします。

令和6年10月1日で1名採用しております。令和7年4月1日採用につきましては、1名採用予定でしたが、採用辞退の申出がありまして、新規採用者はありません。以上でございます。

議 長（田之畑）
4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

改めて驚いているところであります。その4名の方は非常勤の方も含めた数字なのかなと思うんですけども、これも白黒はっきりさせていかないと、行政自体が何なのかと問われてるんですね。辞めていく方々は、私も耳にして、何でと聞きました。ここで言えるような話ではないです。その辺を町長は分かっておかないと、これから先、まだ辞めていかれる方、本当に女性職員もここ二、三年で4名、5名辞めてらっしゃいますよ。そしてまた今度4名ですか。なぜなのかということを考えていかないと、本当人が足りなくなりますよ。これ大変なゆゆしき問題だと思うんですけども、この問題を町長はどう捉えているんですか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
辞めた方の意向ですか。

議 長（田之畑）
4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

いやいや、町長、ここ二、三年で何人も辞めている。どう考えているんですかということですよ。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

それは個人の一身上の都合とかありますので、これに対してはお答えできません。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

これは同じことで、国から依頼された協力隊の人たちも、1人も根づきませんよね、東串良町だけ。大崎、肝付、錦江、南大隅、協力者の人たち結構残って、終わった後もそこに居残っていらっしゃいます。フェイスブックとか見てみると、本当にそこに愛着を感じて情報発信とかして、大隅町なんかフェイスブック、それからインスタグラム、その方々が発信して、すごく盛り上がっております。東串良はゼロなんです。辞めた方々に私は何でなんですかと聞きました。ほぼ全員調査しております。それもここで言えるような話ではないんですよ。多分削除されるだろうからと思っているんですけど。町長、この案件で最後に聞きますけど、何で協力隊も、そして職員さんもどんどん辞めていくのか。協力隊員さんがどういうことを言って辞めていったのか、ちゃんと調べてますか。この項の最後の質問です。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

いろいろそれぞれ事情はあるんですけど、1人だけは根づいて、4年間務めていただいております。荒井さんという方が。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

荒井さんがどうのこうのという話じゃなくて。こんなふうに人が辞めていくのをどのように感じていますかということの質問です。それに教えてください。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えさせていただきます。

今の質問については、役場の職員採用がどうなのかというふうに私なんか認識して捉えて今、町長も答弁させていただきました。地域おこし協力隊は、議員御承知のと

おり、時限の職員でございます。その方々は、もちろん地域に、いわゆるまちに根差して起業されるのが基本的な目標ではございますが、その起業に至らなかったと。そしてまた家庭的な事情があって、もともとの都市圏に帰られたというふうに認識しております。もともと地域おこし協力隊の人数的な部分もあろうかと思いますが、本町はちょっと少ない関係もございまして、そういうところもあります。今年度から予算説明でも説明させていただいたとおり、若干増やす予定といたしておりますので、今後は起業に向けて、まちとしても支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今、総務課長が言ったのは、一般論なんです。直接聞いたわけじゃないと思います。本人たちがどういう思いで、東串良を去っていったか。これも深刻な問題なんです。本当に。内外に対しても。何で東串良だけ根づかないのって。それに対して対処しているとか、対策を取るとか全然やってないんですね。これも重要なこれからの課題です。これ小委員会でもいろいろ言わせてもらっております。対策を取っていただかないと東串良は大変になりますよ。

次に移ります。姉妹都市連携について。

島根県江津市と姉妹都市連携はどうなっているのか尋ねる。最初、姉妹都市をつくるということで、いろいろ話があった中で、姉妹都市連携ということで公約として町長は挙げておられました。姉妹都市ではなくて、まだ今は地域連携として、姉妹都市になぜ格上げできないのか、する予定があるのか、それをちょっと聞かせてください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

島根県江津市との姉妹都市提携についてのお尋ねでございますが、議員も御承知のとおり、江津市とは令和5年11月20日に自治体間連携協定を締結いたしました。この連携協定の目的は、東串良町と江津市が連携協力し、それぞれの資質や機能等の活用を図りながら、幅広い分野での相互に連携協定することにより、人口減少社会における自治体の持続可能性の向上、地域社会への持続的な発展、地域の課題への対応及び地域交流の活性化に寄与することでございます。

連携協定締結後に、職員の人事交流や、夏休みを活用した江津市訪問と江津市の子供との交流事業、議員間相互の訪問、自治体間の物産館関係者の交流、それで江津市との有害鳥獣対策視察研修が行われております。最近実施された江津市でのイベント

では、市長が本町のピーマンを宣伝してくださったり、本町の物産館ルピノンの里でも店内の一面に江津市の特産品を含めた島根県特産品コーナーが設けられています。交流が図られていますので、昨年11月には、江津市の石見神楽の御一行が御来町され、伝統芸能を御披露くださり大いに盛り上がりました。まだまだこれから様々な分野の上で交流が図られ、交流の実績が積み上がり、その延長線上に姉妹都市連携があるものと考えておりますので、相手もあることですから、今のところは早急に姉妹都市提携にこだわる必要はないと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

だからこれから何をやるかなんですよ。小委員会で言わせていただきました。企画課長にも言いました。ある役場の職員さんから江津市との連携、今もって時間とお金のかけ過ぎという話なんですね。それも企画課長に言いました。だからいつもこの地域連携、姉妹都市も自分も一般質問の中で政策提言をずっとやってきたつもりです。一番悲しいことは後が続かなくなることなんですよ。本当に口酸っぱく言っておりますね。その方が東串良から江津市さんに対してアピールするものがないんですよという話でした、石見神楽さんは。オーガニック給食についても石見神楽についてもいろんなことをこちらに情報提供かれこれしてくださるんですけど、東串良からないんですよという話でした。だからそれが継続できなくなる大きな要因になるんじゃないかなと、これから維持運営するのはすごく大変かなと。例えばこれ、言い方は悪いかもしれませんが、石見神楽はすごく評判がよかったです、確かにあのイベントは。皆さんの好評をいただいておりますけれども、ああいうイベントをやってしまって、後に何が続くのって言われているんですね。だから東串良もこちらからアピールするもの、向こうに持ちかけるものを自分たちでつくっていかないといけないんですけども、その作業は果たしてあるのかなという気がするんですね。

それから2番目、今度台湾に3人行かれてますね。旅費が120万円だったかな。議会にも台湾に行かないかという話が来てました。その前に、今日全体協議会で言ったことは、じゃあ、台湾に何の目的で行くんですかと、何を勝ち得てきたんですかと。それをちゃんと報告書にまとめて提示してもらわないと、こっち議会のほうも動きようがないんですよ。ちゃんと報告書はつくっていらっしゃると思うんですけども。だから町長は今度は音頭を取って、台湾との交流も声高に言われてますけど、大体概要を教えてください。全然分からないんですよ。先に予算なんか取ってしまって。町民の皆さん、誰も知りませんよ、こんなこと。言うとはびっくりされますよ。そういうのを町民に対してもアピールが全然足りないんですね。町長、今度の台湾行きの概要を教えてください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今回の台湾訪問につきましては、両自治体における友好交流協定に向けた事前打合せと現地にて、九如郷内を視察し、相手のまちの理解を深めるということを目的に副町長と総務課長、企画課長補佐の3名を出張させたところでございます。九如郷から過去に本町へも多くの方々がお越しいただいております。令和3年7月には、当時の駐福岡台湾総領事が本町へお越しくださいませ。令和5年2月には台湾屏東県九如郷の郷長と町長のZoom会議を開催いたしました。同年の7月には、九如郷長御一行様が本町へ来町されまして、町議会からは、議長と副議長に同席いただき、令和6年11月に御来町いただいた際にも町議会から2名の議員の方々にも御出席いただき、意見交換会が行われました。その状況は、町広報紙でも紹介させていただいたところでございます。御来町された際に、九如郷長からぜひとも東串良町長にも私どものまちへお越しいただきたいという友好交流協定も締結してのお互いの交流を深めていきたいという熱い思いが伝えられたところでございました。台湾側自治体と友好交流協定や覚書、姉妹都市盟約などの締結を行っている自治体は、公益財団法人日本台湾交流協会の情報によりますと、九州管内で27自治体がございます。そのうち県内には、鹿児島県をはじめ、出水市、阿久根市、南薩摩市、曾於市、伊佐市の6自治体があります。また、日本と台湾が民間レベルでの積極的な交流も継続しており、友好的な関係が築かれております。このような中で、本町におきましても国際的な感覚交流を深めていくということが重要なことではないかと捉えております。

このことから友好交流協定を結ぶに当たりまして、お互いの首長と議長及び関係者立会いの下、締結式が執り行われる予定となっていることから、途中、あるいは当日になって手違いがあってはならないわけでございますので、それに向けて模索してございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

何よりも大事なものは、町民の皆さんの好意を受けられるかですから、アピールなり、費用対効果、十分考えていかないといけないと思いますね。

次です。町長の品位についてです。これ、一つまた、暫時休憩が出るかもしれませんが、これも大事なことからちょっと言わないといけないんですが、今ここに私が一般質問の申請をして、この一般質問というのは、後ろの方にも知っていただきたいんですけど、内容を議会運営委員会というのに出して、そしてその内容を審査す

るんですね。そこで決めて、こういうふうになって出てきて、こういうふうにはタブレットの中に入ってきます。それで町長の品位についてですけれども、ここに町長答弁はどれほど深刻で、世間に知れ渡れば失職に値するものと言われているが、どのように考えているか尋ねると。これ意味が分からないんですよ。文章もあるいは文脈も全然つながっていないような、これ私が書いた原本から削除されているんですね。だからこれを見ると自分自身、何を質問していいかも分からないぐらいなんですね。何が問題かというのは、自分が最初に出していた一般質問を審査会の前で削除されていたんですよ。これ事務局のある方がされたわけですが。こういうことがあっていいのかなと思うんですね。これも一つの問題提起でありますけど。だからこれを読んで、私はそれでもう黙っていたんですけど、これでは質問できないんですよ、こんなのは。だから町長の品位についてですけど、せっかく出したから何か言わないといけないんですけど、たくさんあるんですよ、実は。〇〇が死ねばいいのについて、あの問題は削除されましたね。これ動画もユーチューブも全部消されて、自分、そのチェックのしようもないんですね。瞬く間に消されていました。なぜだろうと思っているんですけど。執行部に都合の悪いことはこんなふうにして消されるんですね、今初めて言いますけど。これは東串良のあしき習慣です。だから〇〇が死ねばいいのにとするのは、今日は省きます。これ、マスコミに知れたら本当失職ものだここに私は書いてあるんですよ、それが消されているんですよ。大変な答弁だったですね。だから、ここで町長、あるいは執行部からあの文言を取り消させてくださいとお願いしますと申請がありました、副町長から。そんなことをするんだったら分かりましたと言って、その後ここに入ってきました。それで町長はここに座ってて言いました。町長あんなこと言うと外交問題に発展するよと言わせてもらいましたら、これが品位なんですけど、町長そのとき何て言いましたか。それで私はここで激怒しましたよね。ここで大きな声を出しましたよね。それでよかたいがと言いましたよね。これが品位なんですよ。副町長には言ってませんけど。だからここで私が怒ったんですよ。外交問題に発展するかもしれないですよと言ったら、それでよかたいがと言いました。これが品位なんですよ。

もう一つ言わせてください。たくさんあるんですけど、去年、6,000万円の予算で水、ポンプ、非常時のポンプを買いました。6,000万円。そのときに議会にも、そして業者さんにも役場職員さんにも唐仁の堤防に御参集くださいと。6,000万円で買った水中ポンプの実演展示会をしますと。どんなふうにして水をくみ上げて安全対策、水害対策をしていくかということでした。それで私も行かせていただきました。そして福岡からメーカーの方が来られて、説明がありました。そのとき、小雨が降り始めました。テントが二つ準備してありました。そのメーカーの方が実演、説明を一生懸命されているときに、役場の執行部の方々はテントの中から出てきませんでした。我々議会もちゃんと聞かないといけないので、我々議会の中でちゃんと聞いていたのは4名でした。そして事務局の方も1人。そして私はある役場職員さんに聞きました。この方が一生懸命説明されているとき、この役場、執行部の人たちは何してんの、こんなことでいいと思うのと言ったら、よくないですよって、その役場

の職員さんは言われました。その方が一生懸命説明されているときに、テントの中から町長がおしゃべりしてぺちやくちやぺちやくちやしゃべっている声がどんどん聞こえてくるんですよ。それに気づいたある方が、これはまずいと思ったんでしょうね、そのときのことを写真に撮って、一生懸命されてるとき、町長、執行部以下、何をしていたかというのを写真を撮って私にメールで送ってくれました、LINEで。だから、これから水害が起こるかもしれない。いろんな災害が起きるかもしれない、大事な説明会のとき、こんなざまだったんですね。これが町長、一つの品位を問いたいんですよ。これが変わらないと、東串良は駄目になりますよ、本当に。軽率なんですよ。まだいっぱいありますけど、もう時間もないし、それはやめますね。

それで次に、つながっていることですが、特別旅費について。ここに書いてあります。令和4年・5年・6年度の町長、副町長、各課が費やした特別旅費を尋ねるといことです。特別旅費というのは何かといったら、普通旅費と比較して、特別旅費というのは、遠方とか、遠隔地に行ったときの高額な特別旅費なんですね。それでもう時間がないからどんどん言わないといけないんですけど、これも執行部の人たちは御存じなのかどうなのかと思うんですけども、今挙げたこの方々の出張が多過ぎるというんですね。そして我々には出張自粛を指示してくると。そういう不満が出てますよ。特別旅費について、この質問に答えてくださいますか。

議長（田之畑）
町長。

町長(宮原)

お答えします。

私の出張に関しましては、定例会議の行政報告を報告させていただいているところでございますが、副町長の出張と合わせて件数と支出額を報告させていただきます。詳細については、総務課長に説明させます。

議長（田之畑）
総務課長。

総務課長（江 口）

数字的な部分でございますので、私のほうから回答をさせていただきたいと思っております。回答させていただく前に、ちょっと認識違いがあると申し訳ございませんので、ちょっと先ほど瀬戸山議員が特別旅費と普通旅費の違いを申し上げられたところでございますが、特別旅費は遠いところに行つての云々かんぬんという話でありましたけれども、議員必携に載っておりますので、その辺はまた確認いただければありがたいなというふうに思っております。

それでは、令和4年度、町長が21件で69万3,071円、そしてまた副町長が7件で55万3,000円、令和4年度は支出いたしております。次に、令和5年度

につきましては、町長が19件、88万2,621円、そして副町長が5件の39万8,400円でございます。それから令和6年度は11月までの実績でございますが、町長が13件で59万9,110円、副町長が6件で59万8,010円でございます。

それと各課が費やした特別旅費もお尋ねでございますので、次からは各課が費やした特別旅費について報告させていただきます。令和4年度が総務課が21件の29万4,132円、それから農林水産課が6件で26万7,801円、そして農業委員会が2件で10万9,820円、議会事務局が45件で180万5,336円、管理課が3件で33万5,883円、社会教育課が15件で32万343円、計6所属で92件、313万3,315円を支出いたしております。次に、令和5年度でございますが、総務課が19件で103万2,477円、企画課が4件で3万6,300円、まちづくり推進課が7件で4万5,300円、農林水産課が6件で15万4,376円、農地課が12件で20万200円、農業委員会が9件で32万9,200円、監査が4件で41万1,920円、議会事務局が48件で263万7,069円、管理課が13件で85万7,150円、社会教育課が14件で16万8,154円、計10所属で145件の587万2,146円支出いたしております。次に、令和6年度11月までの実績でございますが、総務課が15件で129万6,578円、企画課が6件で8万45円、まちづくり推進課が1件で3,400円、農林水産課が7件で37万9,700円、農地課が4件で15万1,200円、農業委員会が6件で29万2,560円、監査が4件で45万280円、議会事務局が28件で254万2,242円、管理課が7件で63万9,480円、社会教育課が6件で31万4,244円、計10所属で84件の614万9,729円というところで今まで支出いたしております。これにつきましては、コロナ禍もあって、令和4年度等々については少ないものというふうに分析をいたしているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

ここで言いたかったのは、これほどの金額が出てるわけでありまして、複合施設も兼ねて、そして今度の1億2,000万円のトイレについてもですけども、予算、つまり町民からいただいた浄財、税金をどのように使っていくかということを聞きたかったんですよ。これももう時間がないからあれですけど、これから民意を求めて、町民の皆さんからいろんな意見を聞く場をこれからつくって行って、それで予算執行していかないと。いつも言いますけど、昨日も言いましたけど、執行部の暴走だという言葉を使いましたけれども、町民の皆さんが知らない中でどんどんいろんなことが執り行われている。これもつまびらかにこれからしていかないといけないということですね。もう時間が来ました。このことは、これからも逐次追及していきますので。

超過死亡についてです。

一番分かりやすいのが、バックの中だったんですけど、昔の旧ツイッター、エックスで衝撃的な話が出て、鹿児島市が、これすごく今、拡散して問題になっているんですけど、1月の死亡者数が例年大体鹿児島市で600人前後だったのが、今度は943人だったんですね。皆さん、この頃感ずかれませんか、がんで亡くなる人、突然死をする人が東串良、めちゃくちゃ増えているんですよ。3日前も救急車の3回サイレンの音を聞きました。その前が2回です。この超過死亡は何かというのは、今国会でも取り上げられるようになりました。その件は、私はもう二、三年前から言っております。ここで言うとまた、だけどそのことも今まではフェイスブック、ユーチューブでは削除されているんですけども、トランプ政権の誕生によりファクトチェック、情報規制をやめろということで、それも堂々とするようになりました。それが国会でも取り上げられております。どんどん出てきました。私は何回も言っていて、例えば議員間のLINEで、そのことも議員同士で啓発し合って、勉強し合ってやろうやと言ったけど、それ2年ほど前でしたけど、そういうことをやるなどある議員さんから言われて、それも取りやめになりました。だけど今になってどんどん死亡者が出ております。去年から今年にかけて、私は下伊倉、唐仁、柏原でがんになった人、がんで死んだ人、20名存じ上げております。はっきり言いますけど、ワクチンを打って直後に死んだ人、8名知っております。一切公表されません。だから今の名古屋の河村たかしさん、大阪の泉佐野市長さん、これ何とかしないとねという話になっております。国会でも取り上げられております。だからワクチン接種に関しては、もう繰り返し、福祉課長にもその前の課長にも申し上げてきました。ある程度ワクチンがすごく効果的だという話とともに、ワクチンも危ないんだよということも情報を提供しないとむやみに打ってしまって、何人の人ががんで亡くなり、何人の人が血栓症で倒れているか。周りを見てください。分かると思うんですよ。これは一つの提言ですけども、これは執行部の皆さんにも言って、これを認識していただくような形で動いていかないと、むやみなワクチン接種は危ないということは、もうアメリカもヨーロッパもみんなやめましたよね、ワクチン接種。日本だけなんです。これは一つの提言です。皆さんにお伝えして、時間ですので、終わりたいと思います。

以上です。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前11時00分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番 児玉勇治議員の発言を許します。

3番 児玉議員。

3 番 (児 玉)

通告に従いまして、2点質問させていただきます。

まず1点目は、ひび割れを自分で治すコンクリートについてであります。

先日、ひび割れを自分で直すコンクリートという記事を見ました。そして、県内公共工事で活用ともあったので、今回の一般質問に取り上げさせていただいたところです。バクテリアの働きで、ひび割れを自動修正する自己治癒コンクリートとはどういうものかを尋ねます。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

この製品の特徴といたしまして、アルカリ性耐性のある特殊培養したバクテリアを生コンクリート製造時に処方することで、経年で壊れていく通常のコンクリートをクラック（ひび割れ）が発生してもコンクリート内部に入り込んだ酵素と水分によってバクテリアが活動し、自動的に直し続ける製品で、バイオと素材技術を融合されたテクノロジーです。コンクリートに自己修正機能を付加することで、圧倒的に長寿命化し、社会インフラ等のライフサイクルコストの削減につなげることが可能とされているようでございます。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

3番 児玉議員。

3 番 (児 玉)

ただいま町長からの説明があったんですが、なかなか分かりやすいところと、分かりにくいところがあったので、今後、私の勉強の課題とさせていただきます。

記事の中で、私が気になったところが昨年11月、薩摩川内市の用水路でこのコンクリートが使用され、12月には我がまち東串良でもこれが使用されたという記事があったんです。そして、今年の3月には、隣の肝付町も購入予定とあったんですが、本町でこれがどこで使用されたのか。また今後このコンクリートが普通のコンクリートと比較して、どれくらい割高になるかを尋ねます。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

まず初めに、本町のどこで使われたかということでございますが、鹿児島県発注の岩弘地区圃場整備の排水路工事に使われたと伺っております。県といたしましては、従来のコンクリートの製品で工事発注をしたところ、受給者の創意工夫の観点から提案があり、事業費の削減はなかったことから、自己治癒コンクリートの製品による施工を承諾したということでありました。また価格に関しましてですが、メーカーによると現在PRを含めた売出し中ということから、従来のコンクリート製品と同額程度で販売していることが確認できました。しかし、今後この自己治癒コンクリートの製品が全国的にも認知及び需要が高まれば、生産コストの面からも値上がりしていくことが予想されます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

価格は同価格程度ということなので、ちょっと安心したところなんですけど、この自己治癒コンクリートを使用した製品の耐用年数は、これは記事の中ではですけども、100年、従来品は65年ですので、比較すると耐用年数は長く、薩摩川内市と東串良町の工事の分で、長寿命化により今後のCO₂排出量が約13万トン抑えられるとも書いてありました。耐用年数や温室効果等の削減を考慮すると、予算的なものも今後あると思うんですが、使用すべきではないかと自分は思うんですけど、この点について、町長はどうお考えかを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほども答弁いたしましたが、この自己治癒コンクリートの製品は、現在売出し中ということで、国や県、町においても工事発注時にこの製品を指定する形は整っておりません。県内で使用された、使用予定の工事は、本町と薩摩川内市と肝付町の3件であり、3件とも受注者からの提案されたものを発注者が承諾し、使用されたものと伺っております。

議員がおっしゃるとおり、耐用年数や地球環境を考慮し、今後この自己治癒コンクリートの製品に適合する現場を発注する際は、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいまの町長の答弁でありますと、今、私の家の近くが、町道寺町というんですけど、そこが排水溝をやっているんですよ。ここはどうかを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

現在、施工中であります町道寺町線改良舗装工事では、この自己治癒コンクリートの製品を使っておりません。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ちょっと残念な気もするんですが、予算的な面や納入受入れと町長もおっしゃったとおりいろんな問題があるとは思いますが、長寿命化やCO₂削減を期待するのであれば、このコンクリートの使用をぜひ検討していただくように願いまして、次の質問に移りたいと思います。

先日、私ウオーキングをしてたんですよ。そうしたら背後のほうから2台の自転車が来て、「こんにちは」と元気よく挨拶してくれたんです。そんな中学生と出会って本当に気持ちがよかったです。そんなすばらしい子供がいる中に、先日、町長の施政方針で、教育の振興が語られました。その一つとして、児童生徒の学力向上対策の一環として、東串良町公営塾の開設が出てきました。これは、小中学生全員を対象にしているのか、この公営塾はどのような目的で塾生募集を行うのかを尋ねます。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

挨拶は、私たちの日常生活、あるいは人間関係において最も基本的なことであり、重要な要素であると私自身認識しております。私も道路を歩いてますと背後から「お

はようございます」、擦れ違うときに「さようなら」と挨拶をしたり言葉をかけてくれる中学生に出会うことが度々ございます。本当にありがたく、本町の教育的風土があるのだと感じております。

本町の子供たちの学力につきましては、毎年４月に実施されます全国学力・学習状況調査の結果から見ても一部の学年、教科を除いて全国及び鹿児島県の平均正答率を下回っており、学力向上は、本町教育の課題の一つであると捉えております。

教育委員会としましては、本年５月から小学校３年生から６年生までを対象とした放課後自習塾、公営塾を開講することとしております。公営塾開講の目的は、子供たちの自主学習習慣の確立と、学力の向上でございます。公営塾では、教科書に準拠した教材を学習する中で、まずは子供自身が自分の理解が不十分な箇所気づき、その後、回答を見たり、スタッフに教えてもらったりしながら、学ぶことや分かることの楽しさを感じられることで、学習に対する自信や自主学習の仕方を身につけ、最終的には学力向上の一助になればと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

３番 児玉議員。

３ 番（児 玉）

ただいま教育長が言われたとおり、全国、鹿児島県中と比べての対応だと思うのですが、この塾が開校された場合、受講料との徴収はあるのか。また、どのような方がこの受講、どのような方が指導をされていくのかを尋ねます。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

受講料等の徴収につきましては、児童が１年間使用する教材費として３，０００円程度のみを入塾した児童の保護者から徴収し、受講料につきましては、先ほど申し上げました公営塾の目的を考慮し、学習意欲のある児童であれば、誰でも受講できるよう、受講料の徴収をしないこととしております。

指導者につきましては、公営塾の運營業務について、地域おこし協力隊を募集しましたところ、２人の応募がありましたので、地域おこし協力隊２人を中心に、公営塾の運営を行うこととしております。実際の指導に関しましては、地域おこし協力隊２人に加え、小学校に勤務している学習支援員や特別支援教育支援員などに、学習のサポートをお願いする予定です。子供たちのことを一定程度把握している学習支援員や特別支援教育支援員の協力をいただくことで、一人一人の子供の特性に応じた関わりが可能となり、また、子供たちにとっても知ってる大人がその場にいることで安心し

て学習に向き合えるものと考えております。
以上でございます。

議 長（田之畑）
3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）
子供が時間帯が、学校が終わってからこの受講が始まるまでの時間等の差があると思いますので、その辺は連絡を密にして、児童の安全を配慮したいと思うのですが、この塾に対しては、もう募集をかけられているんですか、そこをちょっと聞きたいのですが。

議 長（田之畑）
教育長。

教育長（金 久）
小学3年から6年生までを応募できるように、各学校にお願いしたところでございます。

議 長（田之畑）
3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）
そこで最後になりますが、ただいま小学校を対象にした学力向上だったんですが、これが中学校に対しては、今もうひっくり塾がなくなったと思うんですけど、どのような中学生には学力向上を考えていらっしゃるのか。また、中学3年生を対象とした高校入試対策もうたってあるんですが、その点についてどう対処されるかを尋ねます。

議 長（田之畑）
教育長。

教育長（金 久）
お答えいたします。
高校入試対策を目的とした中学3年生を対象とする土曜学習会につきましては、各自が持参した問題集で分からない箇所を指導者に質問し、指導者がそれに答えるという形式を考えているところです。また、土曜学習会の時期につきましては、中学3年生が部活動を引退した後の9月頃から翌年の2月までを予定しているところです。中学3年生の土曜学習会の応募者が少ない場合には、中学1・2年生でも応募の枠を拡大してまいりたいと考えております。土曜学習会の指導者につきましては、高校入試

レベルの内容を教授できる人材が必要となりますので、中学校に勤務している学習支援員に加え、数学や英語等に精通した地域人材の発掘などにも、地域おこし協力隊を中心に組み込んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

先ほど、教育長も言われたとおり、子供たちが道で会ったり、自分が道路、横断しているとき止まれば頭を下げたり、東串良町は素直な子がすごく多いです。勉強だけでなく、思いやりのある子供を育てていただければと思ひまして、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に7番 前田 隆議員の発言を許します。

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

午前中最後になりました。12時までには済ませてくれという意見がありますので、簡単に質問したいと思います。一応3点ほど、牛に関する質問をさせていただきます。

1番目に、淘汰事業の改正について。この淘汰事業の補助金の支給は、上半期、下半期と年2回に分けて振り込まれているというふうに聞きました。あまり私もこの淘汰事業に関しては、この振込のことについてはあまり勉強してませんでしたので、この話を聞いてびっくりしたんですけど、1月の競りと2月の競りで、農家の方から要望がありまして、年2回ではおち、5月に仮に淘汰事業に参加しても、ゼンが来つとは9月じゃっどち、そいでな更新にはならないと。9月に10万円もろて、生活費にいつてしまうと。せめて5月に淘汰事業に乗せれば、せめてば2か月ぐらい後までには振り込んで支給してもらえないかと。そうすれば親牛の金額と、もらった10万を足して、後継牛を買えるんだけど、今のこの制度では、到底その後継牛を買えないと。買うにしても、失礼な話だけど一流品は買えないと。ちょっと値段を落として二流品ぐらいしか買えないと、この10万円がないわけですから。だから、そこら辺を改良できないか、改正できないかという相談がありまして、なら3月議会でちょっと執行部をお願いしてみますからということで伝えたんですけど、町長、その点はどうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

肉用繁殖雌牛淘汰更新事業につきましては、満10歳以上の高齢母牛を淘汰し、新しく優良繁殖雌牛を導入した場合に、1頭当たり10万円の補助金を交付する事業であります。補助対象となる頭数につきましては、飼養する繁殖雌牛40頭未満の農家は3頭まで、繁殖雌牛40頭以上飼養する農家は、頭数の10%を上限としております。

補助金の交付時期でございますが、現状では事務処理の簡素化のため、年2回、原則9月と3月に交付しておりますが、御質問いただいた年4回の交付については、畜産農家からの要望もあることは承知しているところでございます。補助金申請者である町和牛振興会と協議の上、前向きに検討させていただきます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7番 前田議員、なるべく標準語で。

7 番（前 田）

事務の簡素化は分かりますけど、せっかくば支給してもらうんだから、どうせいずれは支給するわけですから、できれば農家の意向を聞いてもらって、東串良の畜産がより発展していくのが、この淘汰事業の1つの事業だと思いますので、ぜひ2か月に1回ぐらいで支給をするように、ぜひ検討して実施してもらいたいと思います。要望して、次の質問に移りたいと思います。

次は、パドック牛舎の補助についてですが、ポリカーボネートの使用について尋ねるとありますが、このポリカはですね、最初の目的は床が乾燥するためだというふうに聞いてました。それはもちろんそうだろうと思いました。でも、今はこの異常気象でしょう、このポリカの下にはもう牛は1頭もいません。もう人間も10分も夏は耐えられません。だから、かえってこのポリカがあるおかげで牛は水を飲みます。水を飲めば、全部尿に出てます。かえって乾燥どころか湿って、掃除も3日に1回が1日1回となるわけですね。ポリカは値段も高いです。だから、ぜひこれを除去して、つけたい人はつけてもいいですけど、ぜひこれをば取り除いていただいて、このパドック牛舎、何でパドック牛舎をば推薦するかといいましたら、昔は10頭、20頭飼いで、毎日スコップで一輪車にふんを乗せて持ち出したわけです。もう今、30頭、40頭ですから、ある農家なんか1日、奥さんが、1日、堆肥出したそうです。ほかの仕事は何もできません。だから、このパドック牛舎を利用して、改良牛舎を造らんや、造らんやと言ってるんですけども、うちらもこれを補助をもらって造りましたけど、このポリカだけは、どの農家も、今度は町の検査が済んだ後は、ポリカの上に何を乗せるかと言えば、黒いネットですよね。黒いネットをかぶせたり、またはその上に畜波板、畜産波板を、うちらもそうですけど、全部、畜産波板をかぶせています。

会 議 の 経 過

だから、経費削減にも、ぜひこのポリカは削除してもらいたいと思うんですが、その辺はどうですか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
お答えします。
まず、パドック牛舎について説明申し上げますが、堆肥の持ち出しを極力少なくすることで、労力面及び環境に配慮した牛舎構造となっております。ポリカーボネート材を屋根に設置し、1頭当たりの床面積を10平米以上とすることで、太陽光を取り入れやすく、牛舎の乾燥を促すことで、敷き料の交換を年2回程度に抑えることができる堆肥兼用の牛舎構造となっております。しかしながら、近年の記録的猛暑により、夏場の牛舎内の環境について、少なからず影響があるものと考え、農林水産課とも協議しております。
以上でございます。

議 長（田之畑）
7番 前田議員。

7 番（前 田）
一応、今の回答では、取り除くという解釈でいいですか。分かりました。本当、ありがとうございます。

議 長（田之畑）
町長。答弁が足りなかったそうです。

町 長（宮 原）
町といたしましては、環境に配慮した牛舎の建設を推奨いたしましたが、ポリカーボネートを設置することにより、牛舎内の温度上昇が家畜や管理者に与える影響も考慮し、令和7年度から設置条件とせず、あくまでパドック牛舎を希望をされる方の自己判断と改めてさせていただきます。
以上でございます。

議 長（田之畑）
7番 前田議員。

7 番（前 田）
はい、分かりました。一応、自己判断でいいちゅうことですね。ポリカを取り除い

てもいいし、つけたい人はつけてもいいということですね。はい、どうも。

3番目に、牛床の建設について、生コンではなくて別の材料で対応できないかというふうに通告しましたが、何でもかという、この牛床は、もう今は生コンが、また4月1日になれば、また値上がりするそうです。今の時点で、㎡の2万8,000円ぐらいかな。それで生コンですと、専門業者をお願いしないと、我々素人ではちょっと難しいんで、今のこの20mの10mの牛舎になりますと、20㎡ぐらい要りますよね。3万円としても60万でしょう。それで、業者が来れば、最低1日10万以上はもらわないと駄目だと。せめて3人、4人来ます。だから、スラブという、今、材料があります。これが、うちもこれで牛舎をしますけど、物すごくいいです。もう、庭に敷いても、うちはもうここ何日も雨が降って、庭の水がはけません、下に浸透しません。それぐらいいい品です。これは生コンの10分の1です。㎡の2,480円だったかな、今。それで、今朝もこの業者に電話したんですけど、ここ当分、値上げは考えていませんと。もう今、あっちこっちでこのスラブ、スラブちゅうのをば利用されているそうです。

これを牛床に敷いて、この前、課長なんかとちょっと話をしましたが、現場も見てもらいましたが、10年先、20年先に尿が下に浸透するんじゃないのかというような指摘もありました。だから、下にビニールを敷いて、今、園芸の方々が捨てるビニールがありますよね、うちらは生コンを敷くときは、あれを全部敷きます。あれを敷いて、下に浸透しないようにすれば、このスラブで十分じゃないかと考えるんですけど、これを10cm、うちらも10cmだったですけど、10cmから15cmぐらい敷いて、下にビニールを敷けば、絶対に環境には影響はないと思いますので、そこら辺は、町長もこれを利用して、何かされたという話がありましたけど、どうですか、このスラブの利用は。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

牛舎、底盤への生コンの使用は耐久性に優れ、ふん尿の地下浸透を防ぐ効果を期待するところでございますが、昨今の物価上昇によりまして、建設コストの上昇が懸念されるところでございます。そのような情勢の中、生コン代の代替材料として適する資材について問われておりますが、現在のところ、適切な資材について県地域振興公社に聞くなど模索しておりましたけれども、見当たらない状況でございます。

町といたしましては、環境に配慮した畜産の建設を推進するところですので、ふん尿が地下浸透しにくい資材について、今後、県や近隣市町の情報収集に努め、検討を行ってまいります。

また、現在の設置条件といたしまして、底盤の厚みを10センチメートル以上確保するようお願いしておりますが、建築基準においては、底盤の厚みに関する明確な基

準がないため、底盤に関する条件は、令和7年度から撤廃させていただきます。ただし、重機等の使用により底盤にひび割れ等が発生しないよう、適度な厚みを持たせることは必要であると考えておりますので、パドック牛舎を希望される方には、施工業者との打合せを緊密にさせていただきようお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

7 番 前田議員。

7 番（前 田）

今、町長の話の中で、もう町長はもちろん分かってらっしゃると思うんだけど、この環境ですね、何でかと言いますと、牛はまあ、うちもそうですけど、牛舎の外に運動場を造っています。運動場は土のままです。牛は冬場は、皆さんは、こんなことを言うと言っているかと思われるかもしれませんが、牛舎内にいるのは1時間から、長くて2時間もいないです。酪農はちょっと別ですけど、和牛の場合ですね。冬場は夜は全部外に出ます。霜が降っても外で、背中霜が積んでいます。何でかちゅうと、牛舎内はコンクリートだから暖まらないんだろうと思いますね。外は土だから、外におれば暖まると思います。全部外にいます。夏場はかえって、牛舎は昼間は扇風機を回してますから、牛舎内にいるのもいますけど、ほとんど外にいます。何でかちゅうと涼しいわけですよ。家の中は、さっき言うたようにポリカで暖まって、コンクリートのスレートで暖まって、ほとんどいません。大体牛舎内にいるのは1日、三、四時間です。

だから、環境を言うのであれば、こんなことを言うと、畜産農家は怒られるかもしれませんが、運動場をコンクリートで塗れと言えば話は分かりますけど、運動場はそのまま、牛が一番長くいる、24時間中4時間ですよ、20時間は外にいるわけですから、環境を言えば、運動場をばコンクリートで塗るのが普通だと思いますよ、当たり前だと思います。だからこの牛舎内ですね、この環境にあんまり影響ないんじゃないかと、うちは思ってます。

このスラブですね、ほんのこちこんなんで大丈夫じゃったかよというふうにも感じました。敷いてみました。そしたら、カンカンして、何もコンクリートと差し支えありません。だから、ぜひ、これは経費が10分の1で済むわけです。もう今、鋼材も倍以上、皆さんは分かってらっしゃると思いますが、何もかんもが倍以上上がってますよね。今まで、昨日も言いましたが、3,000万かかりよった牛舎が、今造れば1億ですよ、トイレの話も昨日出たけど、これは仕方がないわけですよ。世間がそないなってるわけですから。

ぜひ、牛の子も今はちょっと上がりましたが、まだ原価です。60万が原価ですから。今、平均が60万です、去勢で。今、原価にちょっと戻ったわけです、もうかりは何もありません。だから、もうちょっと上がればもうかるけど、そういう状況で

会 議 の 経 過

パドック牛舎を造っても造れない、1億、2億かけてつくるばかりはいません。だから、ぜひこれは前向きじゃなくて、ぜひ検討してみて、要項をそんなふうに変更してもらってできないもんか、町長、もう一回。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
7年度から、この状況撤廃をさせていただきますことをお伝えしましたので、そこは御理解いただければありがたいなと思います。
以上です。

議 長（田之畑）
7番 前田議員。

7 番（前 田）
そんなら7年度からのパドック牛舎は、ぜひそういうふうにさせていただきたいと思います。
3番目に、共進会への取組についてですが、令和9年8月26日から8月30日まで、第13回北海道全共が開催されます。これに向けて、我が町で今どんな取組をされているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
お答えします。
第13回全国和牛能力共進会に向けての取組という質問でございますが、その前に、どんな出品区があり、本県の割当頭数が何頭になっているかを御説明申し上げます。
第1区、若雄に2頭、第2区、若雌の1に2頭、第3区、若雌2に2頭、第4区、繁殖雌牛群に3頭1組、第5区に高等登録牛群に母、娘、孫の3頭1組、第6区、総合評価群の雄ですね、種牛群に対しまして4頭1組と肉牛群に3頭1組、第7区、脂肪の質評価牛群に肉牛3頭1組、第8区、去勢肥育牛に2頭、特別区といたしまして高校、農業大学校に1頭、計9出品区に25頭が出品されます。この中で第1区及び第7区、8区、特別区の11頭については、雄牛または飼育牛が対象となり、本町からの出品はないものと考えておりますので、残り出品区の14頭が対象となります。第4区繁殖雌牛群につきましては、令和6年度の共進会から出品対象となっており、出品条件に適合する牛のリストアップを図っているところでございます。また、第5区高等登録牛群につきましては、令和7年度の、来年ですけれども、共進会から出品

対象となるため、すみません、令和7年度、今年ですね、共進会から出品対象となるため、今後、巡回指導の中で調査、選定を行ってまいります。また、第2区、3区の対象となる若雌4頭と、第6区総合評価群4頭につきましては、鹿児島全共の際にも実施いたしました東串良町全国和牛能力共進会出品対策事業補助金の予算措置を、令和8年度に検討し、条件に適合する仔牛が令和8年5月から令和9年3月までの期間に仔牛競り市に出場してきますので、導入保留を進めていきたいと考えております。関係機関、団体の指導の下、生産者と指導者が一丸となって、本町に1頭でも多く出品できるように取り組んでまいります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

今、町長がいろいろ述べられましたけど、この総合評価群ですよ、これは既にもう種つけが始まっているわけですよ。令和6年の11月11日から、令和7年の6月10日までの授精でないと、これは対象になりません。ほかの雌は2歳の雌は7年の3月13日、昨日からもう種つけが始まりました。それで、ほかのやつも、若雌の14から17か月は令和7年6月11日から9月の10日まで、この間に授精をしないと対象になりません。それとですね、もう今度の北海道全共からは、物すごく条件が厳しくなりました。まあ、うちらも鹿児島全共で出品したんですけど、お母さんの分娩間隔がちょっと遠くて対象になりません。幾ら牛はよくても、分娩間隔が1年以内に赤ちゃんを産んで、2か月以内に授精して受胎しないと、その牛は幾らいい牛を産んでも、これは対象外です。

だから、果たして我が技術員が2名ほどいますよね。もう今年の11月の11日から6月の10日まで、これを仮に我が町の技術員が各農家を回って、そういうのを調べて、対象牛を調べて種つけをお願いできませんかと実際指導に回っているのか。うちも何件か話を聞いてみました。畜産の振興会の会長にも聞いてみました。全然たかしちゃんそういう話はありませんと。

それで、宮城全共、11回、町長も知っているとおり、我が町から4頭、なかはら系統で系統群で出品しました。あのときは第2席だったんですけど。これは、これも条件があって、種つけが何月何日から、何月何日まで決まっていたんです。それも種牛が、今度の全共もですけど、あんまり実績のない牛なんです。全然今度の全共も実績のない牛です。だから、そういう種牛をつける農家はいません。宮城全共もそうでした。益華福ですね、もう今はそういう種牛をつける人は1人もいません。

だから、それをば、各農協なり我が町の技術員なりが農家に行って、宮城全共のときはそれをしました。農家に行っていてですね、みんなな、何かんげちょっとと。益華つて、どこん種よと。三流品の種を誰がつくつとよと。全共に選ばれた牛はいいですけど、全共に選ばれなかった仔牛、半分は去勢でしょう。去勢も平均50万すれば、3

5万ぐらいだそうですよ。そういうのは種つけをしてくれる農家はほとんどいません。うちも授精師にもお願いしておきました。12月からよち、これが始まるから、そのつもりで種だけは準備をしとってくれねと。だけど、何も話がありません。ですから、この去年の11月から始まっているのは、もう半分過ぎたわけですよ。だから、恐らく北海道全共は我が町からは1頭も行かないのでないかなという気もしています。

だから、技術員が各農家を回ってお願いして、さっきも補助金の話が出ましたが、そういう種つけをしてもらった農家に対して補助を出してもらいたいなど。うちはそういうふうに考えております。町長、現在、宮城全共と同様な指導をしているのか、していないのか、その辺はどうですか。

議 長（田之畑）
農水課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。ただいま町長が申し上げましたとおり、調査、選定とかいろいろ対策は取り組んでいるところでございますが、御指摘いただいた内容については、再度ちょっと確認をさせていただきますが、農協の技術員、また本町の技術専門職とかおりますので、そこを連携を図って、前回同様、鹿児島全共と同様、十分な事前対策を図った上で、北海道全共においても出品ができるように、関係者一丸となって取り組んでいきたいと考えておりますので、今後においてもそのような御意見、御指摘があればお聞かせいただければありがたいかなと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）
7番 前田議員。

7 番（前 田）

品評会に連れていけば、11月の11日から種つけ、もう11月、12月、1月、2月、3月ですよね、もう4か月過ぎました。あとは6月だから、4、5、6月の10日だから、あと2か月ですよね。この間に種つけをしても、産まれてきて、いい牛が産まれたとしますよね。仮に品評会に連れていけば、17か月の牛と24か月の牛を見比べれば、どちらが上位に立つと思いますか。よっぽど月例の若い牛で、びっくりするような体形でないと上位には行きません。もう体形が全然違うわけですから。小学校1年生と小学校6年生のような感じですよ。それでどちらが上に立つかって、やっぱりこっちが上に立ちます。

だから、もう4か月もたって、そういう指導をしてないというのは、これはちょっと東串良の技術員にしては、牛は失格だと思います。だから、これはもう総合評価は4頭だけど、仕方がないにしても、せめて若雌、2歳の雌、ここら辺をば、もう今、種つけが始まったわけですから、早速、これを調べて、条件を調べて、ちゃんとその

条件に合った農家に行って、どうかちゅこっじゃつで頼んでな、頼んでなと、宮城全共はそうでした。誰もつけくれる人がいないということですね。うちらも何件か回りました。たかしちゃん行たつくっせい頼んくれんやと、おまえが言え、うんち言わんどかいなというので回りました。それで、つけて東串良に産まれた産まれた牛が4頭、宮城全共に行ったわけですよ。ほかのところ、鹿児島県のトップになったわけですから。

だから、そういう技術員の力もあると思いますので、ぜひ農林水産課長にも、町長にも、そこら辺を要望して、私の質問を終わりたいと思います。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

午後は1時から再開をいたします。

休	憩	午前11時44分
再	開	午後1時00分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

8 番 上園ミキ議員の発言を許します。

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

大変お疲れのことと思いますが、しばらくの間、お付き合い願いたいと思います。なるべく早く済ませたいというふうに思っております。

それでは1番目、施政方針についてですが、町長の施政方針の中で、直面する本町の課題に積極的に取り組むとしていらっしゃいますが、町長が考えられる諸問題の中で、早急に解決しなければならないと考えられるものは何か、具体的にお示し願いたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

早急に解決しなければならないものといいたしましては、困難を極めるとは思いますが、人口減少に歯止めをかけていきたいということでもあります。鹿児島県本土では一番小さなまちであり、人口も少ない状況があります。人口の減少率は近隣市町に比

べ低いほうではあるのですが、住みたいまち、住んでよかったまち、選ばれるまちとなるよう、生産年齢人口が増加し、住みよい環境づくりを積極的に進めていく必要がございます。

そのためには、老朽化した施設の複合化を図り、住民のニーズに対応できるにぎわいの拠点となる施設整備が不可欠であると考えております。さらには、超高齢化社会の到来による交通弱者対策といたしまして、公共交通の仕組みづくりが近々の課題であります。これらの課題対決のために、今、全力で取り組んでいかなければならないと思っていますのでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

多々ある中で複合施設の建設に向けて、今、話が進んでいるところでありますが、交通弱者対策にも取り組んでいらっしゃる、それも早急に解決しなければならないというような答弁をいただきましたが、これらを進めるに当たって障害となるようなものがありますか。どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

障害となるものと言え、我がまち、コンパクトシティというか、そういう便利なまちでありますけれども、柏原におきましては買物支援ということで、にこにこ館のほうで要望があった品物に対してお届けもしておりますので、それを大分拡充するという考え方があります。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

人口減少にも歯止めをかけたいということでございましたけれども、隣接町村と比べたら、本町の場合は数字でも表れておりますが、減少の度合いというのは、ほかのどこよりかいいようにも感じております。今後も一生懸命、複合施設に関してもそうなんです、取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それから2番目ですが、空き家対策問題について尋ねます。本町の空き家バンクの登録数は、現在、どのぐらいですか、何件ぐらいありますか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
お答えします。

この空き家バンクは、現在、本町の空き家バンク登録の件数についてのお尋ねですが、売買希望の物件が3件、賃貸希望の物件が3件、以上6件が一応、今現在、空き家バンクの登録件数でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）
8番 上園議員。

8 番（上 園）

今、数字を言われましたけれども、その数字にアクセスはありますか。言わば、空き家バンクを借りたいとか、そういう物件についての問合せとか、そういうのはないですか。

議 長（田之畑）
企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

現在、この賃貸希望の物件が3件ということでありましたけれども、これにつきましては、ただいま借りたいという申出もございまして、全て交渉中でございます。結構、住むところがなかなか苦労しているということで、問合せが多うございまして、しょっちゅう企画課のほうにも連絡がございます。なかなか購入となりますと、なかなか進まないという現状もあるようでございます。この賃貸につきましてはよく問合せが来ているというような状況でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）
8番 上園議員。

8 番（上 園）

その問合せ等が、本町に住んでくれるような内容のものであればいいと思うんですが、人口増加を望むのであれば、希望者に寄り添ったようなバンク登録を目指していけるべきかなというふうに私は思っております。言わば、この件数が空き家バンク登録の件数が多いか少ないかということは、考えてみれば、言わばそれだけ少ないと

いうことであれば、空き家がそんなになんないということのほうにも捉えることができるのかなって、そういうものが登録をする人が少ないということであれば、そういう件数が少ないのかな、人が入っている家が多いのかなというふうな捉え方もできますよね。

だから、前回のときもそうでしたけど、田舎に帰ってきたいっていったときに、住む所がないといったら、ほかの所のまちの模索もされる。それだったらもったいないですよ。できるだけ本町に住んでいただくための方策を、やっぱり私は考えていかれるべきかなと。そして、何ていうかいろんなものを通じて発信ということも大事じゃないかなというふうに思っております。どうか本町のPRを兼ねて、住みたいまちですよって、明るいまちですよというような発信をしていただきたいというふうに思うところであります。言わば放置、こういうバンク登録をされたものをそのまま放置していくというのではなくて、対策を講じながら前に進めていっていただきたいというふうに思っております。

次に、空き家バンクも登録できないような、見るに無残な形で放置されている家屋がありますよね。ここの役場から出て、柏原のほうに向かってすぐの所にも、鉄筋コンクリートと普通の木材ですか、材木で造られた家が無残な形で放置されている。もう1件は、私が現在、気がついているところは2件なんですけど、もう1件は、唐仁の集落のすぐ近くですよ。あそこの言わば家屋というのは、見に行きましたけれども、半端壊されたような状態で残っているんですよ。台風でやられたような状態でもないし、これは言わば管理者が壊されたのかなってというような話も聞いてみましたけれども、そうではないってというような。だけど、台風とか地震とかで壊れたような状況でもない。一方のほうはまだ家が残っているんですよ。そうすれば、税金の、そこに瓦礫は残っていますけれども、更地状態の扱いをされるのかな。一方は家が建っていますので、そのまんま税金の、やっぱりそういうところも違ってくるのかなというふうに感じますが、町長にお伺いいたしますが、こういう中途半端な壊れ方をした家に対しても補助対象となる、解体の費用の補助の対象になるのか、そこら辺をお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えいたします。

本来、空き家につきましては、民法上、所有者が管理することとなっております、周辺への損害が発生した場合は、損害責任が問われる場合がございます。町といたしましては、町外や県外の方が所有されている物件についての固定資産税、納税証明書を送付する際に、納税通知書を送付する際に、官民連携事業といたしまして、空き家・空き地無料の電話相談会を実施しているという内容と、東串良町のお得な制度として、空き家バンク制度や空き家改修事業補助金制度、危険空き家解体撤去補助金制

度を紹介した内容を記したチラシを同封して、問題解決に取り組んでいるところでございます。

また、町に対し、危険空き家等に関する周辺住民からの相談があった場合には、現場写真と周辺からの苦情内容を所有者に知らせることとしております。適切な対応を促している状況ではありますが、なかなか解決に至っていないケースが見受けられまして、町といたしましては、今後も同様の対応を引き続き継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

町長、私が今聞きたかったのは、そういう中途半端の壊し方をしたものに対しても、補助金の対象になるのか。言わば、本町は国の分だけでしょうか、30万、解体費用に対する補助としては30万が計上されておりますよね。そこら辺の、その30万の対象になるのかということです。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

危険空き家の解体補助金要項に基づきまして、まず使用者から事前に申請がありましたら、企画課、総務課、建設課の職員で現地を確認をいたしまして、要項に照らし合わせまして判断をいたします。それで解体の対象となった場合には、本申請ということでしていただきます。そして解体費用の3分の1、上限30万が交付対象となることとなりますので、一応、現場を確認をして、3人の担当で判断をして、一定の点数以上となった場合には対象になるということになります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

言わば危険家屋に指定してもらうためには、項目の100%というのがありますよね。100%を超えないと危険家屋には指定されない。木造と鉄筋とは解体する費用そのものも違いますよね。だから、30万ではとてもじゃないけど、もう解体費用に充てるにはあまりにも少な過ぎる。だから、手続がなかなかできないというような声

も聞きました。そこら辺を国の国土交通省の補助額が30万、上限で30万。町としてこれに対する町独自の補助ちゅうのはないわけですね。この30万が、もう国からの補助なんですか、そのまま30万となるんですか。

議 長（田之畑）
企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。先ほど申し上げましたのは、町の要項を定めておりますので、これは単独事業でございます。

それから、100%ということでおっしゃいましたけれども、いろいろと点数を示していかないといけないんですけれども、一定というのは100点以上ですね、100%じゃなくて、この要項中の中で100点以上になった場合には、その対象になるということでございます。この事業は町単独の事業でございます。

議 長（田之畑）
8番 上園議員。

8 番（上 園）

町の単独授業で30万ですね。国土交通省も補助を出すというようなことであるみたいなんです、それは活用されないんですか。町だけのもので対応されるのですか。どうなんですか。

議 長（田之畑）
企画課長。

企画課長（中 島）

その国の関係ですけれども、それは国のほうで対応されているというふうに思います。道路拡張とか、そういった中で、どのような金額の補助額になっているのか分かりませんが、そこ辺りは、ちょっと企画課も通さないものですから、あくまでも国が対応するということになると思うんですけども、そこは承知をいたしておりませんが、企画課といたしましては、先ほど申し上げました補助で対応しているということになります。

それから、先ほど議員がおっしゃいました、なかなか30万の上限では厳しいというお話もございました。確かに人件費、それからいろんなもろもろの経費も上がっておりますので、そういった中で今までと同様30万というのは、なかなか解体をしたくても、なかなか厳しいなという声はあると思います。そこら辺りはまた今後、いろいろと研究していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

ちなみに解体費用、私が把握している内容をちょっと言いますが、木造の場合は坪当たり4万から6万、そして鉄筋コンクリートの場合は5万から8万。田舎の場合は大きいですね、家が。昔のは特に。それに対して30万で足りないということは、もう確かなんですが、もうちょっと何かこれに対して速やかに解体に移れるような、何か方策はないのかなというところを思うところなんですが、やっぱり町としても、財政的な面があって、早急にそうしますということは言えないということは理解しております。言わば、その解体をしてもらう人に対しても、事務所、または事業所が東串良にある法人、または個人となっておりますよね。誰でもかれでも解体できるわけではない。だけど、その個人といっても本町にいらっしゃる、解体できる人というのは高齢者なんですよ、私も高齢者なんです。私と同級生の高齢者の方で、なかなかもう屋根の上に乗って、こうやって解体していくちゅうのは、ちょっと難しいのかなって。元気な人なんですけどね。そういう人がいない場合は、もう結局はこういう事業所がある人とか、本町に事務所を構えている人とかとなった場合は、業者は土建業の人たちになりますかね、そこら辺のところをちょっと教えてください。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

この危険空き家の解体補助金につきましては、当然に町内の業者の方が解体をしてくださった場合に該当になります。当然、その町内の業者の方につきましては、この解体をするという、ちゃんと資格も取得をされているという業者の方をお願いをしているというような状況でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

今回、私がこういうような質問をするというのも、町民の方から相談があって、台風が来たときに瓦礫が飛んでくるんじゃないかなというような心配をされて、相談に来られたわけなんです、やっぱりそういうところも考慮して、町のほうしても、なるべく早くこういう人たちの希望にかなうような方策を取っていただきたいという

ふうに思います。なかなか難しいと思いますけれども、相手が本人ではなくて、周りの人たちのやっぱり安心というのも大事じゃないかなというふうに思います。安心・安全な場所の提供というのも、やっぱり町として考えていただきたいというふうに思います。

簡単ではございますが、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

副議長と交代をいたします。

休	憩	午後	1時21分
再	開	午後	1時26分

副議長（児 玉）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長は所用のため副議長の私が議長の職務を行います。

次に、9番 宮地利雄議員の発言を許します。

宮地利雄議員。

9 番（宮 地）

それでは、通告に基づいて質問しますが、同僚議員の質問で私が1番目に掲げました、この危険空き家等解体撤去事業補助金制度ということについて、町長や担当課長からなる解説もありましたので、この1番目については割愛して質問したいと思います。

2番目に、訪問介護施設についてであります。昨年の12月でしたか、この訪問介護施設の基本報酬が引き下げられまして、介護事業者の倒産が全国で続いております。本町の場合の実態を伺うわけですが、国会における議論を聞いておりますと、訪問介護事業所ゼロの自治体、もうここには訪問介護事業所がなくなりましたと、その施設の介護事業所ゼロの市町村が107町村全国になっていると。そこで暮らす高齢者は14万人だと。事業所があともう一つしかない、そういう自治体、市町村が272市町村であると。特に中山間地の事業所がどんどん減っておると。それだけ介護報酬の訪問介護の報酬の削減が、今の政府の下ではどんどん続いているという実態が、国会でも語られております。

そこで、本町のこの訪問介護の施設の状況について、どうなっているかを質問をいたします。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

2023年に厚生労働省が発表した介護事業経営実態調査の結果、訪問介護事業所の収支差率が、ほかの介護サービスに比べて高いことが明らかになり、また介護職員等処遇改善加算の加算率も、他のサービスより大きいなどの理由から、2024年度の介護報酬改定により訪問介護の基本報酬が約2%引き下げられたこともあり、全国的に訪問介護事業者の倒産や休廃業が増加しているようでございます。

議員お尋ねの本町の訪問介護施設の状況でございますが、令和7年3月1日現在で3つの訪問介護事業所がサービスを提供しており、2024年度の介護報酬改定から現在までの間に倒産などの訪問介護事業所はないところでございます。しかしながら、さきに申し上げましたとおり、2024年には国内の介護事業者の倒産が過去最多の172件に達したこともあり、今後は全国的なヘルパー人材不足や物価高騰などの影響により、訪問介護事業者の経営が悪化する場合もあるのではないかと危惧しているところでございます。

以上でございます。

副議長（児 玉）

9番 宮地利雄議員。

9 番（宮 地）

国会での国の答弁と同じような形の状況が町長から語られました。やはりヘルパー不足、それから報酬をふさわしく引上げさせるという方向で、ぜひ今後とも町としても取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、最後にマイナ保険証について伺います。マイナンバーの保有率、それから保険証のデータをこれに登録をするという状況などの進捗状況を、これはどうなっているか尋ねます。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

御質問のマイナンバーの保有率については、マイナンバー法に基づき、住民票を持つ全ての国民に付番されているところでございます。マイナンバーカードについては、本人の申請により交付されます。最新の交付状況は、1月1日現在で人口6,453名、交付枚数6,153名、交付枚数率は95.3%となっております。引き続き、町広報紙、ホームページ等を利用し、申請促進を図ってまいります。

また、マイナンバーカードと保険証としての登録、ひもづけについては、次の方法

があります。１、医療機関でのカードリーダーで行う方法。２、パソコン・スマートフォンからオンライン申請する方法。３、分からない、難しい場合は役場窓口にお越しくだされれば即座にマイナ保険証として登録いたします。お尋ねの保険証としての登録状況については、個人個人のカードでございますので、登録状況は分かっておりません。

以上でございます。

副議長（児 玉）

９番 宮地議員。

９ 番（宮 地）

担当者で結構ですが最後に伺います。このマイナンバーの保有、マイナンバーを所有するかどうか、あるいは保険証の登録をするかどうかは、これは強制ではないと。全て任意だという点を確認したいんですが、いかがですか。

副議長（児 玉）

住民課長。

住民課長（有 嶋）

お答えいたします。

おっしゃるとおりマイナンバーカードをつくるも、つくらないも任意でございます。以上でございます。

副議長（児 玉）

９番 宮地議員。

９ 番（宮 地）

以上で質問を終わります。

副議長（児 玉）

次に、１番 上池勝彦議員の発言を許します。

１番 上池勝彦議員。

１ 番（上 池）

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

まず初めに、南海トラフ巨大地震対策についてであります。東日本大震災や熊本地震、能登半島地震において、多くの尊い命が失われました。また、去年は我が町でも震度５弱の地震が起き、近いうちにいつ起きてもおかしくないと言われている南海トラフ巨大地震の発生が危惧されています。本町は標高が低いため、いざ大津波警報が

発令されたとなると、大きな被害が出るのが予測されます。本町に仮に津波が来るとなった場合、最高どれぐらいの高さの津波が来るのか尋ねます。さらに、範囲が町内のどの地域まで及ぶかお尋ねします。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

鹿児島県が地震と災害被害予測調査を平成25年度に実施し、その結果では、最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生した場合、本町に最も影響を与えるケースでは、町内最大震度5強の揺れと最大津波の高さ7メートルの津波が発生すると想定されております。県の調査も当初実施した年度から現在10年以上経過したことから、各市町からも新たな調査を実施すべきとの声を現在上げており、県も国や専門家と協議している段階と伺っております。

また、本町の津波浸水想定地域の範囲ですが、昨年4月に全戸配付いたしました東串良町防災マップにも記載させていただいておりますが、柏原地区はもちろんのこと、一部、新川西地区の水田地域も浸水のおそれがあり、柏原地区の標高が低い地域については、5メートル未満の津波が押し寄せてくる想定でございます。また、本津波浸水想定地域については、県の公表資料を参考に作成させていただいております。

以上でございます。

副議長（児 玉）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

津波高と親水想定区域の範囲は理解いたしました。これからのことを、また住民にもさらなる周知をお願いしたいと思います。

次、2番目、津波浸水想定地域における最も効果的な避難方法と、避難場所についてであります。地震はいつ発生するか分かりません。大津波が来るとなるとパニックになり、正常な行動ができなくなる場合が想定されます。命を守るためにもどのような避難方法が効果的なのかを尋ねます。また、最終的な避難場所としてはどこを目指すべきか、様々状況によって変わってくると思われると思うんですが、答弁をお願いします。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町では一時避難場所を含め、21か所避難場所を設けております。津波に伴う避難場所は20か所です。地震や津波が発生した際は、南海トラフ巨大地震に限らず、身の安全を確保し、近くの避難場所へ避難していただきたいと思います。指定避難所6か所へ直接避難することも最も有効ですが、指定避難所までの距離がある方や、地震や津波に伴う障害も多くあると思います。よって、まずはお近くの避難場所、一時避難場所も含めて避難していただき、その後、地震や津波が収まった段階で、指定避難所へ避難していただければと思っております。

東日本大震災や能登半島地震でも例にあるように、最初から指定避難所へ避難することも試み、津波が押し寄せ、尊い命を落とされた方が多くいらっしゃいます。なので、まずは近くの高台や一時避難場所へ避難していただきたいと思っております。そのためにも、御家庭や職場で、ふだんからお近くの避難場所等の確認や、それぞれの生活行動からの避難経路の確認をしていただければと思っております。

以上でございます。

副議長（児 玉）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

避難方法や避難場所に関しては確認いたしました。

次の質問に入ります。津波・浸水が想定される集落等の避難訓練状況や町の関わりについて尋ねます。先ほど答弁いただきましたことにつきましては、地域住民の皆様も理解されておられるかもしれませんが、改めて周知することも大事ではないかと思っておりますので、ぜひとも対応をお願いいたしたいと思っております。いざというときに備えて、日頃の避難訓練はとても大事であると思っております。そこで、津波・浸水が想定される集落等の避難訓練の状況や町の関わりについて尋ねます。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町では、年に1回の町主催の津波避難訓練を実施しております。今年度は豊栄地区を主体的に11月2日に実施させていただきました。本訓練では、町防災訓練、町防災行政無線はもちろんのこと、エリアメールも配信し、町内全域で地震・津波を想定した訓練を実施いたしました。豊栄地区を主体的にと言いましたが、やはり柏原地区やその他地区の方も、地震・津波といった防災の意識が高まっており、柏原小学校や戸柱神社、洲崎避難ステージや下伊倉避難タワーへの避難訓練を各集落で実施していただきました。当日は訓練終了後、池之原小学校で、本町から能登半島へ災害派遣

に行った職員の講話も実施いたしまして、実際現場で起こっている避難生活や災害状況の写真といった実体験に基づく話を、住民を含め、関係機関、職員も聞き入っていました。

来年度はこのような貴重な体験を子供たちへ学んでほしいと考え、11月の土曜授業日に訓練を実施し、その後の講話等につなげていきたいと思っております。また、各集落の自主防災組織の訓練フォローアップもしていきながら、有事の際に備えていきたいと考えております。

以上でございます。

副議長（児 玉）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

避難訓練の状況や町の関わりについては確認いたしました。日頃の避難訓練を行っていても地震の規模によっては平常心を失い、通常の行動が取られない場合もあると思います。落ち着いた避難行動がなされるよう、町当局の指導や避難時に心がけなければならない知識の提供など、よろしくお願いいたします。

次に、人口減少対策についてであります。日本の人口は年々減少にあると言われております。そこで、近年における本町の人口減少率と近隣市町の人口減少率の現状について尋ねます。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

近隣における人口減少率についてのお尋ねでございますが、平成27年度と令和2年度の国勢調査の確定値によりますと、本町の平成27年度の人口は6,530人、令和2年度の人口は6,237人で、本町の減少率は4.5%でございます。同様の比較でほかの大隅管内自治体の減少率を申し上げますと、鹿屋市が2.4%、垂水市が11%、曾於市が8.9%、志布志市が6.8%、大崎町が6.5%、錦江町が12.4%、南大隅町が14.1%、肝付町が9.2%となっております。大隅管内において東串良町の減少率は、鹿屋市に次いで2番目に低い状況となっております。

以上でございます。

副議長（児 玉）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

本町の減少率は近隣市町と比べて低いということを確認いたしました。人口は本町の貴重な財産である普通交付税の算定にも大きく影響していると聞いています。減少率が低いということは、町のいろんな対策を行ってきた成果だと思います。

そこで最後に、人口減少率が近隣市町に比べて低いという結果になっていることについて、町長はこれまで行ってきた人口減少対策の中で、最も効果的であったと思うものは何か尋ねます。また、本町の将来に向けて今後の取組についてもお尋ねします。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

平成28年度から開始いたしました第5次定住促進住宅用地貸付事業時に対象者を町外居住者に限定するとともに、105万円を上限とした移住促進事業補助金の創設や固定資産税の減免により、民間資金を活用した民間資金活用住宅集合住宅建設を促進したことにより、5か所の集合住宅が建設されたことが、特に効果的であったと分析しております。国道220号周辺での民間事業者による分譲地販売による住宅建設が促進されていることも大きく影響していると考えております。やはり、国道220号線沿いに買物ができる大型スーパーや保育園、バス停などがあり、鹿屋市、志布志の中間に位置していることから、ベッドタウンとしての効率的の要件を満たしていることが、人気の根底にあると思われまます。今後も移住者の初期費用等を支援するための移住促進事業補助金制度や、集合住宅建設促進のための減免制度を今後も維持しつつ、時代のニーズに合った見直しが必要な場合により、魅力ある内容への変更を検討していくことも重要であると考えております。

以上でございます。

副議長（児 玉）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

今後も東串良町民のために、東串良町の明るい未来のためにも、様々な政策を展開されていくことを期待して、私の一般質問といたします。

副議長（児 玉）

ここで暫時休憩に入りたいと思います。

休	憩	午後	1時48分
再	開	午後	2時00分

副議長（児 玉）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番 小川香織議員の発言を許します。

2番 小川香織議員。

2 番（小 川）

通告に従い、最後の質問をさせていただきます。

去る3月7日に施政方針を述べられました。今回の質問は、その考えについて問うものですので、用意された執行部の答弁書は不要となります。町長の考えを述べていただく機会とし、要点を簡潔にお話しいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、観光事業について尋ねます。観光事業では、例年どおり継続する事業と、本年度、力を入れたいとする事業が述べられておりました。本町における観光事業の意義は何でしょう。何を目的に観光事業を施政方針に掲げていますでしょうか。物見遊山的観光、着地型観光などの言葉もありましたが、具体的な計画、考えなどありましたら端的に答弁いただけたらと思います。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

お答えいたします。

観光事業についての具体的計画はどのようなものかというお尋ねでございます。観光事業につきましては、行政主導の観光対策や、民間団体等主導の観光対策によって進めていくべきことであると思っております。官民それぞれの立場において、場合によっては連携し合って進めることもあるだろうと思っております。

例を挙げさせていただきますと、商工会主催のルーピン祭り&潮干狩りや、祇園祭、東串良町相撲連盟主催の柏原大相撲、豊栄ひっとべ館にて開催される、東串良つるしびな展があります。町内外から多くの方々にぎわっております。

町といたしましては、秋の観光イベントといたしまして、outside Festivalの定着に向けて取り組んでいるところでございます。日南海岸国定公園の南端に位置する白砂青松の柏原海岸や、ふれあいの森キャンプ場の環境整備を行い、ドームハウス利用者拡大への誘客にもつなげていきたいと考えております。

outside Festivalの開催やキャンプ場等の整備がされていることが奏功し、ユーチューブドラマの監督さんの目に留まり、まだ確定ではございませんけれども、本町キャンプ場内での撮影、放映が検討されております。現在、最新のドラマの中でも俳優さんによる東串良町に住んでいるというせりふもあり、現実味を帯

びてきております。有名な俳優さんも主役を務めておられることから、本町における撮影が実現すれば、本町の知名度アップや経済効果も期待できます。また、MARU MARU INや農村環境改善センターでの小規模なイベントも開催し、観光事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（児 玉）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

つまり、観光事業は何を目的に力を入れられているのでしょうか。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

今申し上げたとおりで、それが観光につながると考えております。

以上です。

副議長（児 玉）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

観光につながるということでしたが、観光につなげるためには、その目的があります。先ほど、さっきの同僚議員のほうの質問の答弁にもあったように、まちの活性化とか、PRとか、関係人口の増加、また定住促進とか、そういったいろいろな目的があると思うんですけども、再度お伺いします。目的は何でしょうか。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

おおすみ観光未来会議を中心に、大隅は1つということで、我がまちもそれに含んでおりますけれども、観光協会がないのは我がまちと大崎町ですけれども、その中で、そういうおおすみ観光未来会議を中心に、観光につなげるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（児 玉）

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

すみません、私の理解力が足りないせいか、ちょっとよく分からなかったんですけど、観光に関しては、やはりまちの活性化とか、まちの宣伝とか、いろいろな目的があつて、観光事業に力を注がれているのかと私のほうでは解釈して、次、続けて質疑をさせてもらうんですけど。

2022年5月22日に開催されたのだ自慢大会ですね。これは90周年記念で盛大に行われました。コロナ禍で県外への移動も神経質となっていた時期に、県外の方を招き、大切な予算を使い、感染対策のため制限をかけ、500人の観覧に町内からは僅か50名程度の方しか抽せんにあたらなかったという話だったのではないのでしょうか。ほか450名程度は町外ないし県外の方だったような記憶があります。たった1割程度の町内観覧者でした。でも、これが記念すべき90周年記念なのかと、当時、本当に疑念を抱いたことを今でも覚えています。その頃から町民ファーストと、町の施策の関連性について考え、またその必要性を強く感じていました。

今回、施策方針に述べた観光事業はどうでしょう。関係人口など、PRも含めてですけど、視点が行き、住民ファーストについては不足していないでしょうか。outside Festivalの目的、さきの同僚議員の質問にもありました宣伝効果はあつたが、予算を使い、その効果の評価がなされていないと感じます。町長が答弁されました、それなりに売上げあつたという、それなりの評価で事業を進めてもらうのは困ります。例えば、町内の出展数が例年上がっていつてますよ、また町内の出展された方が売上げどんどん上がっていつてしますし、フェスティバル後もそのところに商品を買って求めてきてくださいましたよとか、そういった形で評価できるような仕組みを設ける必要があるのかなと。

また、地元ファーストで計画、企画を考えるなら、例えばそういったフェスティバルなどのイベントでは、町内出展者は出展料の免除や減額、また地元活動団体の参加を促すことや、スポーツ団体などへの声かけなど、様々にこのイベントを通して東串良のPRを行えるのではないかと考えております。

また、大きなイベントのみならず、小規模なイベントへの開催補助支援も重要だと思います。先ほども述べておりましたひっとべ館、ひっとべ館で行うイベント、青年団の活動、地元の有志が企画実施するイベントへの支援にも重点を置いて、町として支援をしていただければなと思いますが、そういった考えはお持ちでしょうか。

副議長 (児 玉)

町長。

町 長 (宮 原)

議員がおっしゃったとおり、NHKのだ自慢も町内の方々もそんだけ少なかったというのは失礼ですけども、テレビで放映実況を中継されておりますので、町内の方

はテレビで見えていっちゃると。今さっき言いました観光につながる町外の方々が来てこそ観光であって、これ県から来ていただいてこの観光じゃないです。これ、地域活性化につながるのはそれじゃないかなと思っております。

それと、ひとつべ館とかいろいろやっておりますけれども、まちづくりというのは、もう自分自身もそうですけれども、とにかくいろんな方面での開催とかというのを含めて、outside Festivalもそうです。議員も売上げが伸びるという、町内の方々が飲食店に来てこそ売上げが伸びるのであって、それで、ただ待つ商売じゃなく、そしてイベントに出展させていただいてこそ買ってもらえるものでありますので、皆さんそれで商店街の方、喜んでいっちゃいます。誰も売れ残ったとか言う方はいっちゃいませんでした。そういうことを聞きますと、ああ、やってよかったというのが実感です。俺、また来年もやりたい、出したいというのはおいでいただいております。柏原でもやっています子ども食堂の方もおいでいただいております。喜んでいっちゃいます。そういうことは事実でございます。

以上です。

副議長（児 玉）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

今お答えになったのど自慢、テレビで放送されたということですが、実際、町内でせっかく行われたのど自慢大会をテレビで見るということであれば、町内で行われた意義というのはあったのかどうかということを、ちょっといささか疑問に思いますが、やはり町のお金を、予算を使って、町民のためにイベントを企画するのであれば、やはり町民ファースト、住民ファーストで何かしら優遇されたものとか、そういったものを出していただけると、さらに町民の方も参加しやすくなったり、続けていきやすくなったりとかするのではないかなと思っております。

今おっしゃるように、よかったという喜びの声、これも1つの評価だとは思いますが、さきの議員もおっしゃったように、どのくらいの経済的効果があったとか、あるとか、そういった見込みも含めて、数字に表せるような評価も必要なのかなとは思っております。

また、outside Festivalのお話が出ました。PRですよ、outside Festival、宣伝効果があったと、さっきの議員の質問でもおっしゃっていましたが、町が何をPRしていきたいのとなと、宣伝していきたいのかなと疑問に思いました。

例えば、本町の魅力ある産業の発信と今後の深刻となる担い手の確保や定住促進、またふるさと納税も含めた商品販売などなどをうたうのであれば、本町で誇り得るピーマン狩りの体験、今中止されていて開催のほうはされておりましたが、そちらの再検討、また畜産ですね。牛さんに餌をやったりとか、毛づくろい、そういった体験を

したこと、経験をしたことがない子供たちも含めて、こういった畜産体験の場を設ける、また古墳がありますので、古墳を通したツアー、土偶をつくったりとか、そういったものの体験ツアー、また漁業もありますので、漁業体験など様々な本町はアプローチ方法があると思います。やはり、本町における効果と評価、何もいろんな事業を行うに当たり必要だと思います。町の限りある財源の税金を投じるなら、きちんと目的を持って、町内住民が効果をきちんと感じ、また優遇されるような事業の考えが必要だと思いますが、今後、そういった考えはございますでしょうか、町長の考えを伺います。

副議長（児 玉）

企画課長。

企画課長（中 島）

町長から指名を受けましたので。ちょっと前段があまり長過ぎて、最後のちょっとお聞きされたいところが、ちょっと分かりにくかったんですが、簡潔に最後の分だけもう一回、お願いできますでしょうか。

副議長（児 玉）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

事業の企画なので、町長のほうでお答えいただければと思います。執行部のほうの説明ではなく。今回の質問は、施政方針でありますので、町長の考えを述べていただけたらと思います。

簡潔に言いますと、いろいろな企画、イベントを考える場合、目的を持ち、町内住民が効果を感じ、また優遇される事業の考えが必要だと思うのですが、町長はいかがでしょうか。

副議長（児 玉）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをさせていただきます。

イベントとなりますと、企画側サイドで考えるイベント、農業関連のイベント、いろいろあると思うんですけども、最近ピーマン狩りや農業祭が開催されていないんですけども、やはりピーマン、キュウリ、それから本町は畜産が盛んでありますので、そういった体重当てクイズとか、そういったのも踏襲して、outsideの中で実施して、多くの皆様方に喜んでいただいているところでございます。

やはりイベントにつきましては、他町村でもいろいろと開催されております。私も

観光担当課長会議等に出席をしますと、大隅半島4市5町の課長が出席をされまして、いろいろとイベントの宣伝もされます。そういった中で、やはり差別化を図るということも大事ではないかということで、このoutsideに特化した東京新宿中央公園のイベントをこちらのほうに誘致して、こちらのほうで初めて開催された差別化を図ったイベントであるというふうに思っております。税金の申告で使うわけじゃありませんので、その売上げが幾らあったかと、厳密にそこを聞き取るわけにはいきませんが、初年度は大まかに聞いた話で見ますと、町内事業者につきましては300万円は超えた売上げがあったというふうにお聞きしているところでございます。やはり町の宣伝、それから町内、コロナ禍でいろいろと疲弊した状況もありましたので、少しでも売上げ、町内のファンを少しでも増やして行って、経済的な効果、所得を上げていくということも、やはり目的にすべきではないかということで、企画課のほうでもいろいろと協議検討して、令和7年度の予算にもoutside Festivalの予算等を計上したところでございます。

以上でございます。

副議長（児 玉）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

説明ありがとうございます。執行部の方々からの説明は委員会などで、いつも詳しく説明いただき、理解させていただいておりますし、ありがたいことだなと思っております。今回、施策方針ですよね、町のトップが施策方針のほうに令和7年度、どういう方向性で町の在り方として述べられており、それに基づいて各課長、各課の事業計画がなされると思います。つまり、やはりトップがどのような東串良の未来を描いて、令和7年度何を行っていくかというのを、職員の皆さんを引き継いで述べていけないのかなと思っているところでした。そのため、町長のほうに今回は全て答弁のほうをお願いしようと思っていたところでした。なので、次の質問も町長のほうに考えをお聞きしますので、できるだけ町長で答えていただけたらと思います。

次に、高齢者福祉対策、児童福祉対策について尋ねます。本町では、町独自の政策を打ち、高齢者、児童福祉対策へ充実を図っております。施策方針でも述べられていました事業について質問します。

まず、敬老祝い金給付事業についてです。施策方針で述べられていましたので、町長の知る範囲で答えていただきたいのですが、どのような事業で、予算はどの程度か、また本年度予算では前年度と比べ増額していると思うんですけども、理由は何でしょうか。今後、人口動態を考えた財源の確保も含め、端的に考えをお話してください。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

まず、高齢者福祉対策、それと児童福祉対策についてお答えいたします。

本町では、東串良町総合振興計画を上位計画といたしまして、その福祉に関する事項について社会福祉法に基づく地域福祉計画をはじめ、老人福祉法同じ介護保険法に基づく介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害者計画、障害福祉計画、障害児童福祉計画、こども基本法に基づくこども計画などの分野別計画を策定しております。議員お尋ねの高齢者福祉対策については、地域福祉計画や介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画について健康で生きがいと触れ合いのあるまちづくりを基本理念といたしまして、住民自らの自立に向けた努力を基本とした上で、地域において住民一人一人が思いやりの心を持って支え合え、助け合えるような地域づくりを展開するものと思っております。

また、児童福祉対策につきましては、こども計画や障害児童計画において、全ての子供・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができるように、こどもまんなか社会の実現に向けた各施策を推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（児 玉）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

はい、ありがとうございます。答弁書のほうは読まれなくても大丈夫です。今回、先ほど質問させていただいたのは敬老祝い金給付事業についてです。知り得る範囲でよろしいので、先ほどの質問に答えていただければと思います。お願いします。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

この高齢者祝い金については、例年どおり同じ形で支給していきたいと思っておりますので、御理解くださればありがたいです。

副議長（児 玉）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

そうですね、施策方針のほうでも継続して続けられるということが書いておりました。もう一度質問を言いますね。敬老祝い金給付事業はどんな事業でしょうか、予算はどの程度ですか。前年度と比べて増額しているようですが、理由は何でしょうか。今後、人口動態を考えた財源の確保も含めて、町長の知り得る範囲でお話してください。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

今までずっとやってた70歳以上の一応廃止いたしまして、その分を80歳以上に上乗せという形で実施しております。

以上でございます。

副議長（児 玉）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

ありがとうございます。この敬老祝い金ですね、すごくいい事業だと思います。しかし、子供たちの成長に関する祝い金も併せて検討してもよいのではないかなと提案させていただきます。例えば、18歳まで各年お祝い金、また幼稚園、保育園、小学校、中学校卒業時の節目祝い金、二十歳の祝い金などですね、高齢者の方々が元気に1年1年を過ごしていただくことへの感謝が、事業として行われているので、次は子供たちが健やかに過ごしていただくことへの感謝を祝い金として検討されてもいいのではないのでしょうか。子供たちが1年を元気に過ごしていただけたらという喜びを、町として祝うことも大切ではないのでしょうか。

近年、敬老祝い金に関して見直す自治体も増えております。祝いというものに対する考え方も多様化していますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃる、その子供たちへの祝い金という、これは高校生までの医療無料化もやっております。それと、今年度からですけれども、就学時の3万円の補助もやっております。子供というのは、家庭があって、親御さんがいて、親御さんは一生懸命子供たちがいるからこそ、一生懸命頑張っていらっしゃる。私もそうでしたけれども、子供がいるから働けるという、そういう実態もございますので、子供たちは親御さんがいるから大丈夫だという気持ちはあります。さっき言いました祝い金というのは、もらって怒る人はいないと思うんです。皆さん、それで喜ばれておりますので。

以上です。

副議長（児 玉）

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

祝いということに対して、様々な考えがあると思います。町長おっしゃるように、祝い金、お祝いというものを頂いて、言葉も含めてですけども、嫌な思いをする方は少ないと思います。祝いに対する考えの多様化も、やはり今後必要になってくるとは思いますので、ぜひ今後、今までされている事業の見直しを含め、新しい事業の視点の持ち方も含めて、考えていただければと思います。

また、おむつ事業についてです。高齢者へのおむつ事業と新生児のおむつ購入費補助事業について、金額にすれば1人当たり違いはありますでしょうか。もし違いがあるなら、お幾らぐらいで、その理由はなぜでしょうか。子育てを応援するまちとして、現在の情勢も鑑み、今後もそのような様々な福祉に関する事業の充実と、新しい事業を検討していただきたいと思い、質問させていただきます。

副議長 (児 玉)

福祉課長。

福祉課長 (倉ヶ崎)

お答え申し上げます。

ただいま御質問の内容でございますが、赤ちゃんのおむつの給付の事業と高齢者へのおむつの給付の事業の金額につきましては同額ではございません。

以上でございます。

副議長 (児 玉)

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

今御答弁あったように、1人当たりに換算すると補助事業の金額が違いがあります。現在、子供を育てる際に、おむつももちろんでしょうけど、ミルクも含め、様々なものが高騰しております。こういったおむつに限らない購入補助事業の提案など、本町でも検討していただきたいなと思っているところでした。そういった考えは今後、町長のほうでは持っていただけますか。

副議長 (児 玉)

町長。

町 長 (宮 原)

今、福祉課長が答えたとおり、そのまま継続してまいります。

副議長 (児 玉)

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

今の質問ですね、新しい事業の検討をお願いしたいと思ったときに、その検討はできますかという質問でしたが、今の答弁ですと検討はできないということでしょうか。検討はされないということでしょうか。

副議長 (児 玉)

副町長。

副町長 (大 園)

子供たちへの助成事業ですが、今、町が行っている分については、ある程度、想定している部分のサービスを提供していると。全て合わせて子供さんについては、児童手当なんかも国の補助等でいろいろと制度もありますので、また今後について、その補完されない分があったら、またいろいろと関係機関等と協議しながら検討はしたいと考えます。

副議長 (児 玉)

2 番 小川議員。

2 番 (小 川)

副町長、答弁ありがとうございます。しかしながら、やはりトップは町長でありますので、町長のほうから御答弁いただきたいなと思います。

次に、子育てのしやすい教育環境整備の一助について考えを尋ねます。施政方針には、子育てのしやすい教育環境整備の一助として、給食補助事業の継続、保護者負担を小学校、中学校ともに1, 000円とし、新たに小中学校の新入学1年生に対し、入学助成金3万円を支援していただけるとのことでした。入学時は準備など、一時的に負担が大きくなります。この大変な時期に町より支援いただけるのは本当にありがたいですし、制服など購入する際に、保護者負担が軽減されるのは大変評価できる事業です。ちなみに就学支援では小中学校の入学準備金の額は同じでしょうか。

副議長 (児 玉)

教育長。

教育長 (金 久)

お答えいたします。

就学援助に関して、小学校新入生については約5万7, 000円、中学校新入学生徒に対しては6万3, 000円が支給されます。

以上でございます。

副議長（児 玉）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今、教育長がおっしゃっていただいたように、やはり入学時、結構お金がかかるんですけども、小学校の入学時と中学校の入学時では負担額が少し違っております。どこの市町村も、やはり中学校の入学時のほうが負担が大きいということで、就業支援の金額も小学校よりは中学校のほうが大きくなっております。なので、今回、本当に大変ありがたい入学助成金3万円ということなんですけども、もし再度でもいいですし、今後検討していただけるのであれば、小学校と中学校の入学時の負担額の割合とか、そういった金額の違いも考慮していただけるとありがたいと思いますが、そういった点についてはいかがでしょうか。

副議長（児 玉）

教育長。

教育長（金 久）

入学助成金につきましては、令和6年度から始めたばかりであり、その検証もまだ行ってないところであります。小学校新1年生並びに中学校新1年生にそれぞれ3万円を支給しているところであり、そのことについては今後、研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

副議長（児 玉）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

前向きな御答弁ありがとうございます。しかしながら、もう本当に入学助成金のほうですね、一律小学生、中学校入学時に支給していただけるという事業は、あまりほかでも聞かれないすばらしい事業だと思いますので、本当に評価させていただきたいなと思います。また、今後、令和6年度から開始するという事なので、いろいろな物価高騰も含めて、保護者の負担軽減につながるような予算も伴いますけれども、できるだけ保護者や子供たちに寄り添った事業展開をお願いしたいと思います。

次に、自治体との交流について考えを尋ねます。他自治体との交流につきまして、島根県との間で締結された自治体関連協定、様々な分野での交流事業などを進めるとありますが、何を進めるのでしょうか。また、国際親善交流を目的とした協定締結とありますが、交流事業を進める目的は何でしょうか。交流事業に係る旅費、滞在費というのは、さきの同僚議員の質問の中に金額の提示がありましたが、国内と比べ、国

外になるとかかる費用も大きくなると考えます。財源の圧迫と指摘されないよう、しっかりと目的を明確にし、説明する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

他自治体との交流についての考えをお尋ねでございます。先ほど、同僚議員の質問にも答弁させていただきましたが、国内におきましては島根県江津市との自治体間連携協定に基づきまして、東串良町と江津市が連携協力し、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携協定することによって、人口減少社会における自治体への持続可能性の向上、地域社会の持続的な発展、地域の課題への対応及び地域交流の活性化に寄与することを目的に、今後も引き続き展開してまいりたいと考えております。

また、国際的には台湾屏東県九如郷との友好交流協定締結に向けて準備を進めているところでございます。協定の締結につきましては、平等互惠の原則に従い、両自治体及びその住民は、経済、貿易、観光、民間交流、科学技術、文化芸術、教育、人材育成など幅広い分野における多様な交流と提携を通じて、相互のさらなる繁栄と発展を推し進めることとすることや、双方が友好関係を末永く保つとともに、友好交流に関する事業に努めることを主な内容としておりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（児 玉）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今、説明いただきました。しかしながら、つまり何でしょうね、具体性がちょっと感じられなくて、分からない部分がありました。しかし、町長が進められる政策、また東串良、本町における何かしらの利益を伴うような事業計画でしたら、私も進んで協力ではないですけど、理解をしたいと思っています。

ただ、今、税金の使用目的に関して、住民の目も厳しくなっていると思います。前回の委員会でも言いましたように、いろいろな税金の目的、使用目的ですね、そういったものをしっかりと説明できるよう、またそういったものを使うに当たり、成果報告ですね、そういったものはしっかりと行えるよう、そういう形で意識して取り組んでいただければと思います。財源は住民のよりよい生活やサービスに使用しなくてはならないと思います。そこをしっかりと踏まえ、私もですけども、執行部側も事業を進めていただきたく思いますので、よろしく願いいたします。この点はよろしいでしょうか。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

はい、理解いたしました。

副議長（児 玉）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

次に、学校における子供の安全・安心を図るための取組について、町長の考えを尋ねたいと思います。

副議長（児 玉）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

学校施設は、児童生徒等が1日の大半を過ごす学習生活の場であり、児童生徒等の生きる力を育むための教育環境として重要な意義を持つだけでなく、地震などの災害発生時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、その安全・安心を確保することが極めて重要でございます。

本町の学校施設の耐震化率は、屋内運動場のバスケットボール等の落下防止対策など、非構造部材も含め100％となっております。東日本大震災の教訓等を踏まえ、南海トラフ巨大地震など様々な災害を想定して、校内の防災体制を整えるとともに、児童生徒が安全かつ迅速に避難できるよう、避難訓練等を実施しているところでございます。今後も児童生徒に対し、様々な災害に応じた避難訓練等を理解させるとともに、児童生徒自らが正しい判断と臨機応変の行動が取れるように指導する必要がございます。

児童生徒の声かけ事案等、不審者による事件・事故が全国的な問題になっております。学校・家庭・地域社会が連携し、児童生徒の安全確保に向けた取組をさらに充実していく必要がございます。教育委員会としましては、今後とも学校施設を長期にわたり有効に活用するため、老朽化した学校施設の適時適切な改修整備、安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測、危険回避能力を身につけさせるための安全教育の推進、学校と家庭とが連携し、児童生徒自ら緊急時に正しい判断と臨機応変の行動が取れるような指導体制の充実、警察等と連携し、不審者情報等の児童生徒の安全に関する情報を共有し、事件・事故からの安全確保を図るなどの取組に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

副議長（児 玉）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

今、御答弁いただきましたように、自らが正しい判断を行えるよう、臨機応変に対応できるような指導というのは、本当に大切だと思います。例えば、今、学校側のほうでも、たくさん取組をして、子供たちを守ろうという、そういったお話をいただき、ああ、本当にありがたいなと思っているところですけども、スクールゾーンなどが本当にありません。スクールゾーン、登下校の際の日常的な安全の強化ですね、あとはDXなどを導入した登校確認など、新しい事業も今後、学校のほうで可能な範囲で構いませんので、安心・安全強化について、さらに追求していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、学校給食共同調理場新築工事について考えを尋ねます。

新築工事、順調に進んでいるとのことでしたが、9月1日、開所と言われております。この新築事業はもともとスプリンクラーから滝のように流れる雨水の映像と、その他、地盤沈下により、安心・安全な食事の提供が脅かされるゆゆしき事態であるため、早急な対応が必要だと。金額からは、本来は考えにくい1年急な事業を議会としても承認しました。現在、施設の状態はいかがでしょうか、給食への影響はありませんでしょうか。

副議長（児 玉）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

現学校給食共同調理場におきましては、昨年の6月の大雨以来、順調に給食を提供できているところであり、その後、大雨などはなかったものと考えております。

以上でございます。

副議長（児 玉）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

食事に対する衛生的な面も含めて、特に問題がないということで安心しております。9月1日まで何事もなく、子供たちに必要な栄養と食事を提供していただければと切に願います。また、給食センター、防災機能も併せ持つ計画を持っていられっしやということでしたが、こういったものを防災計画のほうには入っていられっしやいますで

しょうか。

すみません、説明のほうで追加させていただきます。学校給食と防災機能を併せ持つ施設というのが、全国で7施設ぐらいですかね、紹介されている記事を見ました。そのため、そういった施設には何か許可が必要なのかと思い、2市町村のほうに、担当課のほうにお聞きして、お話を伺いました。防災機能を併せ持つということでしたら、防災計画に盛り込むなどの必要性も時としてはあるということでしたが、本町の場合はいかがでしょうか。

副議長（児 玉）

総務課長。

総務課長（江 口）

防災機能を兼ね備えた学校給食共同調理場というふうに認識されているようですが、基本的には、ちょっと私の考えといたしましては、学校給食センターとして機能を果たすよと。有事の際には使えることもできるよというふうに認識、私、いたしておりますので、というような形で御理解いただければいいのかなというふうに思います。

副議長（児 玉）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

有事の際に給食センターを使用できるということでしたら、やはり町の条例ないし防災計画のほうに盛り込む必要はないんでしょうか。

副議長（児 玉）

総務課長。

総務課長（江 口）

防災計画にどうのこうのということですが、まだ完成しておりませんし、まだその防災会議等々開催しておりませんので、それを明記すべきかしないかも含めて、今後、研究してまいりたいというふうに思います。

副議長（児 玉）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

まだ完成していないということでしたが、これまでの説明では、災害時に給食センターを利用して、町民のほうに配食のほうを行っていかうという考えもあるというこ

とでしたから、幾分どのような形で位置づけるのかというのは、早急に話し合っていたいただけたらと思います。

また、大きな金額を予算を投じておりますので、解体後不要となった消耗品などの廃棄、処分に関しても、引き続き慎重に検討してもらい、できる限りさらなる予算の追加だとか、そういったものをかけないようにお願いいたします。

次に、公営住宅関係につきまして質問いたします。東串良町公営住宅など長寿命化計画に基づき、解体や設計などを実施し、老化した住宅の更新を行うと言われておりましたが、町の負担としてはどの程度なのでしょうか。財源については大丈夫なのでしょうか。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

施政方針でも申し上げましたとおり、公営住宅棟は長寿命化計画に基づきまして、改修、解体、そして建設工事を進めているところでございます。推計では、将来的に人口が減少していくとなっており、それに伴い、公営住宅棟の戸数も現在187戸のところを、2040年頃には164戸まで縮減し、また新たに建設する住宅は、子育て世帯や高齢者等にも配慮できればと考えております。

以上でございます。

副議長（児 玉）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今御説明ありましたように、計画に基づき、公営住宅のほうは解体、また設置のほうを検討していくということでした。私はいつも引っかかっているのが、こういった計画に基づかずに造られた公営住宅のほうがありましたよね。あれがなぜこの計画に基づかずに造られたのか、いまだに私もちょっとまだ残っているんですよね。やはり、大事な一般財源、何にでも使えるというか、住民サービスに使わないといけない一般財源を使って造られたもの。しかしながら、民間のマンションとか、そういったものも補助事業もありますし、公営住宅、人口が減っていく中で本当に必要な戸数も含めて、計画に基づいて検討をしていかないといけないと思っております。

これまで町長が行ってきた事業で、給食センターとか中学校のプール、防災庁舎、ドームハウスMARUMARIN、唐仁付近に建てられたトイレ、あとは体育館周辺の駐車場の整備や庁舎前の駐車場の整備など、様々公共事業に予算のほうを投じられておりました。今後、複合施設の事業を行うに当たり、また大きな予算を投じることになり、財政計画をしっかりと行わなければ、今後、ほかの事業に滞りが生じるかも

しれないと危惧しております。優先順位と東串良の今後の在り方を十分審議し、慎重に進めていただきたいと思いますと思っているところですが、いかがでしょうか。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

計画的にこのことは進めておりまして、議員、ちょっと理解されてないようですが、唐仁のトイレは、あれは県の事業でございますので、これは理解していただきたいと思いますっております。

あとは計画的に進めておりますので、これ私もそうでした。議員時代、行政というのは生き物だちゅうことがありまして、給食センターも唐突ですけども、ああいう雨が漏って、元は計画にない建物でしたけれども、どうしても建てなくてはならないという、子供たちが待ったなしの給食センターですので、あれだけはもう造らせてもらうという、これだけは唐突に出てきたもので、私も想定外は想定外でした。でも、造らなくてはならないという義務的なものもございましたので、これはもう御理解いただきたいと思いますと思っております。

以上です。

副議長（児 玉）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

公共事業については、必ず議会の承認を得ております。そのため、町長のみに、こういった内容について責任をというわけではありません。もちろん議会の責任もあるので、私たちも慎重に考えていかないといけないと思っておりますが、共に東串良町の今後様々必要な事業を継続していくために、計画のほう、しっかり練っていただいて、一緒によりよい東串良の未来構想をつくっていただけたらと思います。

最後に、職員の働き方改革について質問いたします。入職、離職、休職状況と時間外労働の現状について説明と、今後の町の考え、取組を尋ねるといたしました。さきの同僚議員により答弁が重複する部分があるため、時間外労働以降について端的に説明願います。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、議員おっしゃいました時間外労働の実績につきましては、時間外勤務命令時間

としてお答えさせていただきます。

令和５年度の年間総時間数５，７７５時間であり、職員１人当たりの平均時間は月当たり５．３時間となっております。各課の業務量や緊急対応の必要性などにより、月や課によってはばらつきが、変動がございます。町といたしましては、住民サービスの質を維持しつつ、職員の健康の保持増進、働きやすい勤務環境の整備を図るため、デジタル化の推進による業務負担の軽減や課内における適正な業務分担、業務プロセスの見直しなど、業務の効率化を推進するとともに、管理職による時間外勤務命令時間の適正管理に今後も努めてまいります。

以上です。

副議長（児 玉）

２番 小川議員。

２ 番（小 川）

答弁いただきました内容、私が危惧していた内容の解決策として重複する部分があり、安心しております。やはり、今おっしゃったように、時間外勤務、職員の健康管理や人件費の抑制のためにも、適切に管理する必要があると思います。業務負荷は事業効率の低下にも関連しますし、突発的なものも含めて、所属間での時間外勤務の差の縮小も含めて、慎重に町のトップとして検討をお願いしたいと思います。

執行部の方々には一般質問を含む相談や提案に対し、真摯に対応していただいております。住民サービスの充実には職員の関わりが大変重要となります。必要であれば、町職員のワーク・ライフ・バランス推進のためのフレックス制導入とか、ほかの市町村にあるように、職員の立場から見える改善策、提案制度の推進、フォローアップ体制のより充実した整備や表彰、もし必要な場合は他部署からの、これは今、本町でも行っていると思いますが、応援体制の充実など、これまでの対応と併せて、さらなる改善と職員の業務負担軽減に対して、力を注いでいただけたらなと思います。また、経験の少ない職員に対するフォローも、併せて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。よろしかったでしょうか。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、若い職員に対しても必要に応じて対応してまいりたいと思っております。

以上です。

副議長（児 玉）

２番 小川議員。

2 番 (小 川)

これで私の一般質問を終わります。

副議長 (児 玉)

以上で、一般質問を終わります。

~~~~~

◆ 日程第2 議案第8号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第9号）

副議長 (児 玉)

次に、日程第2 議案第8号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 上園ミキ議員。

8 番 (上 園)

総務課長に1点だけお尋ねいたします。

ただいま議案となっております第8号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第9号）について質疑をいたします。

この議案の中に、第4表地方債の補正で過疎対策事業債が増額補正されておりますが、常日頃、同僚議員から貴重な財源確保についてという質疑等も多々あるわけなんです。本年度分の給食センターの建設に対する過疎債の確保率についてどうだったのか、総務課長、答弁をお願いいたします。

副議長 (児 玉)

総務課長。

総務課長 (江 口)

今、議員御指摘のとおり、再三にわたり過疎債の率は確保できなかったときの取扱いについてはどうするのかという質問もいただいていたところでございます。私どもも、本当その予算確保には危惧しておりまして、まずちょっと前段が長くなりますが、事業をするに当たりましては、まず有利な補助金はないのかということで、まず着眼していきます。もしない場合につきましては、じゃあ、もう借金、いわゆる有利な起債はないのかというようなことで模索していきます。有利な起債の中で、今、今回、過疎債、過疎対策事業債ということで計上し、確保できたところでございますが、その確保の経緯につきましては、議員御承知のとおり、町長もどうしても財源がない、な

いという中で、要望、陳情、いろんなどころに行って確保策についてはいろいろ協議させていただきました。その折、私もたまには同席させていただきました、本当、本町は苦しいんですというところで、どうしても子供たちに安心・安全な給食を提供するために、どうしても予算が厳しいと。よろしく願いしますという、あらゆる機関にお願いに行った関係で、このような形でついたのかなというところも、なきにしもあらずなのかなというふうに思っているところでございます。

完全に地方債、確かに借金でございます。もちろん借金をしたくないことは重々、家計でもそうなんですが、思っているところではございますが、どうしても有利な借金です。例えば、1,000万使ったら700万円は返ってくるんだと。実質負担は300万なんだと。1,000万で300万の負担の過疎債なんだということで、御理解いただければ、なお分かりやすいのかなということで、それを今活用し、ほぼ満額ついた、令和6年度の事業については、ほぼ満額ついたというところでございまして、金額につきましては、6億560万円過疎債がついたところでございます。そのうちの7割、4億2,000万円は交付税で措置されるということで御理解いただければ分かりやすいのかなと思います。

以上です。

副議長（児 玉）

ほかに質疑はありませんか。

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

私の勘違いかそごがあれば指摘していただければいいんですけど、今、6億6,000万とおっしゃったんですけど、給食センター、トータルで16億3,000万のうち、この前聞いたのは、そのうちの15億をば、過疎債で当たるという話じゃなかったかなと思うんですけど。その15億っておっしゃったのと、この6億6,000万円、この差は何ですかね、何か私の勘違いか思い違いなのか分かりませんが、説明していただければと思います。

副議長（児 玉）

総務課長。

総務課長（江 口）

議員の皆様方にも管理課長、ないし私からも若干の説明は今までさせていただきました。その中で、先ほど16億幾らという話が出ました。それは、2か年にわたって事業をしますよということでございます。その2か年分の6年度、また7年度も同じような起債が発生するであろうと思いますので、地方債が発生するであろうと思いますが、6年度については6億で借りられましたと。翌年度につきましては、今のところ大体、7年度は9億3,000万円前後が要求、また要望、またお願いしていき

いというふうに考えているところでございます。  
以上です。

副議長（児 玉）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（児 玉）

ないようですので、これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（児 玉）

討論がないようですので、これから議案第 8 号 令和 6 年度東串良町一般会計補正  
予算（第 9 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（児 玉）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決しました。

~~~~~

◆ 日程第 3 議案第 9 号 令和 6 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

副議長（児 玉）

日程第 3 議案第 9 号 令和 6 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 5
号）を議題とします。

本案については、町長からの提案理由の説明は、去る 7 日の会議で終わっておりま
すので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（児 玉）

会 議 の 経 過

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(児 玉)

討論なしと認めます。
これから、議案第9号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(児 玉)

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決しました。

~~~~~

### ◆ 日程第4 議案第10号 令和6年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第5号)

副議長(児 玉)

日程第4 議案第10号 令和6年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第5号)を議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(児 玉)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 会 議 の 経 過

副議長（児 玉）

討論なしと認めます。

これから、議案第１０号 令和６年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第５号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（児 玉）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決しました。

~~~~~

◆ 日程第５ 議案第１１号 令和６年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

副議長（児 玉）

日程第５ 議案第１１号 令和６年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る７日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（児 玉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（児 玉）

討論なしと認めます。

これから、議案第１１号 令和６年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長 (児 玉)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

副議長 (児 玉)

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月18日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会            午後 3時00分

## 令和7年第1回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 令和7年3月18日 午前 9時35分  
閉 会 令和7年3月18日 午前10時36分

### 出席議員（10人）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 上 池 勝 彦 | 2番 小 川 香 織 |
| 3番 児 玉 勇 治 | 4番 瀬戸山 譲 一 |
| 5番 牧 原 完 治 | 6番 西 園 貞 美 |
| 7番 前 田 隆   | 8番 上 園 ミ キ |
| 9番 宮 地 利 雄 | 10番 田之畑 稔  |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

8番 上 園 ミ キ                      9番 宮 地 利 雄

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長          浜 屋 啓 子                      書 記          清 瀧 美東士

### 地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |         |                  |         |
|--------|---------|------------------|---------|
| 町 長    | 宮 原 順   | 住民課長             | 有 嶋 義 昭 |
| 副町長    | 大 園 保 広 | 企画課長             | 中 島 孝 一 |
| 教育長    | 金 久 三 男 | まちづくり推進課長        | 上 原 久   |
| 会計管理者  | 前 田 秀 一 | 農地課長兼農業委員会事務局長   | 上 野 勝 志 |
| 総務課長   | 江 口 勝 志 | 管理課長兼学校給食共同調理場所長 | 中小野田 輝幸 |
| 農林水産課長 | 瀬戸山 雅 樹 | 社会教育課長           | 吉 留 潤一郎 |
| 福祉課長   | 倉ヶ崎 和 治 | 総務課長補佐           | 上 野 史 生 |
| 税務課長   | 西 田 博 文 |                  |         |
| 建設課長   | 寺 園 竜 二 |                  |         |

|           |          |
|-----------|----------|
| 議 事 日 程   | 別紙のとおり   |
| 会議に付した事件  | 議事日程のとおり |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり   |

## 議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 議案第 1号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 東串良町職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7号 東串良町利子補給条例等を廃止する条例の制定について
- 日程第 9 議案第12号 令和 7 年度東串良町一般会計予算
- 日程第10 議案第13号 令和 7 年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第14号 令和 7 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算
- 日程第12 議案第15号 令和 7 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算
- 日程第13 議案第16号 令和 7 年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第17号 令和 7 年度東串良町水道事業会計予算
- 日程第15 諸般の報告
- 日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

## 会 議 の 経 過

開 会 午前9時35分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに、議事に入ります。

~~~~~

◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。
議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することに
したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。
お諮りします。
ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣
議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決
定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第2 議案第1号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

日程第2 議案第1号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第1号 東串良町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第3 議案第2号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第3 議案第2号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

会 議 の 経 過

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第2号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第3号 東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第4 議案第3号 東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから、議案第3号 東串良町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第5 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第6 議案第5号 東串良町職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第6 議案第5号 東串良町職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第5号 東串良町職員旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

## 会 議 の 経 過

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第7 議案第6号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第7 議案第6号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第6号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

会 議 の 経 過

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第8 議案第7号 東串良町利子補給条例等を廃止する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第8 議案第7号 東串良町利子補給条例等を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第7号 東串良町利子補給条例等を廃止する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第9 議案第12号 令和7年度東串良町一般会計予算

議 長（田之畑）

日程第9 議案第12号 令和7年度東串良町一般会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

総務課長に二、三点お尋ねいたしますが、全協の中で聞いたらよかったんですが、聞きそびれてしまいましたので、ここでお尋ねいたします。

町は、過疎債とか有利な財源確保をされてお仕事をされているようでございますが、中には大丈夫かよ、借金になっところがあったらせんかというような話もちよこちょこ聞いたりしますので、今、まちにどのぐらいの借金があって、どのぐらいの基金があるのか、そこら辺のところを示していただきたいと思います。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

お答えいたします。今基金と、それと借金がどれぐらいあるのかという話でございました。その前に地方債とは何ぞやというところを、だから借金をするんだよというところを理解していただくために、地方債という形でもう一回ちょっと確認の意味で説明をさせていただきたいというふうに思います。

簡単に言いますと、地方債はもちろん借金でございます。その借金をするわけでございますが、この借金の機能というようなことで、財政支出と財政収入の年度間の調整という形で借金いたしますし、それとまた住民負担の世代間の公平と、いわゆるインフラ等々整備いたしますと、次世代も使えますので、その分を次世代の方にも負担していただくというような形で、次世代の方への公平性という形でも地方債を起こす一つの要因でございます。それから一般財源の補完という形で起こすのが地方債ということで御理解いただいて。

じゃあ、地方債の中でもいろいろございます。先ほど指摘がありましたとおり、うちといたしましては、ここ数年、過疎対策事業債と緊防災、これに特化して財源確保をしているところでございます。それにつきましては、有利な起債というふうに私も表現させていただいておりますが、どういう形で有利なのかというところをもう一回説明いたしますが、いわゆる交付税で7割は措置されますよと。いわゆる平たく言うと7割は国が見てくれるんだよという形で御理解いただければ、よりいいのかなというふうに思いますので、地方債ということで今説明をさせていただきました。

次に、公債費の残高と、いわゆる借金の残高は幾らあるのかという質問でございましたので、大枠、端数は処理して説明いたしますが、令和5年度末、まだ令和6年度は出ておりませんので令和5年度末で回答させていただきますが、公債費の残高、い

わゆる借金とは約５８億円ございます。そのうち、臨時財政対策債、これは普通ならば交付税で措置すべき部分でございますが、国の地方交付税の特別会計の予算が不足するというようなことで、地方債という形で起こせというように許可をいただいて起こしている部分が臨時財政対策債でございます。これは１００％交付税で措置されますので、これは差引き１６億円でございます。それから５８億円から１６億円を差し引きますと実質４２億円の借金残高があるということで御理解いただければいいのかなと思います。

次に、基金はどれぐらいあるのかという話でございました。令和５年度末におきましては、約４８億円の基金がございます。借金が４２億円、基金が４８億円、６億円はまだ基金のほうが多いというように御理解いただければありがたいのかなというふうに思っております。

基金の残高の主なものについては、財政調整基金が１７億３，０００万円程度、それから減債基金が３億３，０００万円程度、ふるさと応援基金が１７億９，０００万円程度、それから公共施設整備基金が８億３，０００万円程度、これについては令和５年度末の数字でございます。

今後におきましても有利な起債を模索しながら事業執行していければいいのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

８番 上園議員。

８ 番（上 園）

丁寧な説明をしていただきまして安心したところです。まだ本町にはこのぐらいの力があるのかなと、大丈夫かなというように安心したところなんです。今後予定されているのが複合施設ですね。その複合施設にどのような財源を充てて、建設されていくのか、計画されていくのかというところを示していただきたいというふうに思います。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

複合施設の財源的な部分でございますが、建設自体で話をさせていただきますと、まず補助金、交付金という形を模索しながら、まず見つけていきたいというふうに考えているところでございます。交付金、補助金を調整しつつ、最終的には、先ほどから言います有利な過疎債を使っていきたいというところでございます。過疎債につきましては、先ほど言えばよかったんですが、時限立法でございます。そうしたときに、あと七、八年後には、卒業団体になるかもしれないというところでございます。二、

三年前に卒業団体云々かんぬんということで、本当ちょっとした部分で何とか過疎債適用団体に残ったところでございます。あと七、八年後はちょっと分からないところもございますが、だからこの過疎債を使えるうちに施設整備をする必要も出てくるし、またなおかつ、老朽化した施設でありますので、それを複合化するというところもございますので、そういう形で過疎債を使えるうちに計画し、実行に移していきたいというところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

最後になりますが、まだ令和7年度の過疎の事業の枠も決まってないような状態であると私は思っておりますが、町長には、これまで以上にトップセールスをしていただいて、こういう財源確保に力を注いでいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

私は、今回計上された畜産センター、公衆トイレ新築工事について、質問します。

今回1億1,600万円のこの工事を聞いたときに、テレビ等の報道でよく1億円のトイレの報道がなされていまして、東串良町もかと思いました。そこで、今回のトイレを新築されるに当たって、どのような補助金を使われるのか尋ねます。これがもし緊急防災減災事業債をするのであれば、この事業は令和7年までの事業債だと聞いているのですが、間に合うのか、間に合わなかった場合は、どのような対応を考えているのかを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今議員がおっしゃったとおり、このトイレの必要性についてお答えさせていただきたいと思っております。このトイレについては、あそこは今、頻繁に体育館、多目的広場が使われておりまして、常に私もグラウンドゴルフがあるときは挨拶に行って見ていくんですけども、そこで言われる言葉は、「町長、何とかしてトイレをつくってくれないか」と、老人クラブの声でもあります。だから多々こういう声を聞きまし

て、何とかして、体育館自身の中を開けるのは８時半に限定されておりますので、それまでに老人は早めに来るということをおっしゃって、町外からいっぱいおいでになり、約６８０名の方がグラウンドゴルフにもお越しただいております。それとスポーツ少年団、このスポーツ少年団も早朝にお越しただいております。それと先週、志布志の尚志館のほうもバスケットボールでおいでただいております。そのときにまたトイレのことが話題に出まして、これは何とかしてトイレをつくらないかなと思っておりまして、もちろん私もそうですが、議長も聞かれると思いますけれども、常にトイレを何とかしてくれないかということが多々ありまして。

それとあそこの町民グラウンドが、グラウンドというか、あそこの周辺、駐車場もそうですけど、平成３０年度に緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練を実施いたしましたが、あそこは緊急消防援助隊の拠点施設ともなっておりますので、ぜひここを何とかして野外にトイレというものを備えたらなと思っております。

それと日本中ですけれども、大小を問わず３０回の地震が発生しております。いつこういう災害が来るか分かりませんので、災害に備えたトイレということで設置させていただいたのがこの現状でございます。予算については、総務課長がお答えさせていただきます。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

補助金はなかったのか、そしてまた緊防災はどうかという質問だと思いますが、補助金につきましては、私どももいろいろ模索いたしましたが、トイレについての補助金は見つからず、一般財源でせざるを得ないというような状況でございましたが、防災トイレを兼ね備えることによって、緊急防災減災事業債という起債が充当できるということでございましたので、この起債を充当し、事業執行していきたいというふうに考えております。

議員御承知のとおり、緊急防災減災事業債につきましては、令和７年度の時限立法でございます。私どもが知り得る範囲は、今のところ令和７年でしかありませんので、令和７年度のうちに事業執行したほうが財源的にも有利なのかなというふうに考えておりますので、今回令和７年度の予算で計上させていただいた一因もでございます。

枠の確保というところでございますが、もちろん今まで私どもも緊急防災減災事業債を幾度となく活用させていただいておりますが、今までの経験を言いますと、全て確保させていただいておりますので、今後につきましても、上園議員からありましたとおり、過疎債同様、町長のトップセールス、そして関係機関への働きかけをなお一層強めていきたいということで確保ができるのじゃないかなというふうに思っているところでございます。

例えば１億円というトイレでございますが、私どもも住民に対しては説明責任があるかと思いますが、議会が通った挙句には、私どもも説明していきたいと思いま

すが、議員の皆さんも住民の皆さんに説明していただきたいというふうに思いますが、ただ、確かに事業費は1億円でございます。でも1億円だけ有利な起債を使うより借金をして実質3,000万円で作るんだよというところもお伝えいただければ、住民の方もより理解がしやすいのかなというふうに思います。簡単に言いますと、緊急防災減災事業債は10年償還でございます。借金でございます。10年で返していきますので、1億円と想定したならば、毎年1,000万円返さないといけないと。そうしたときに、700万円は国が見てくれると。300万円が町の手出しだよというようなことで理解していただければ、なお分かりやすいのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

私も数点お伺いしたいと思います。

さっきの委員会とか、全協とかで予算について説明がありました。その際にも質問させてもらったんですけど、まず関東東串良懇親パーティー開催支援負担金、こちらのほうが要望もあったということで、町のほうも重々に検討していただいて今までよりも予算を大幅に増額した金額を計上しているということでした。しかしながら、90周年で100万円の計上であり、本来であれば50万円程度でしていたものを100万円にして、今回もなのか、今回からずっとなのか、100万円で計上されるということでした。しかし50万円のアップという具体的な使用目的などは説明されていなかったんですけども、そういった具体的な計画があって50万円という大幅な増額をされているのでしょうか。

また、複合施設基本業務委託建設料ですかね、測定料、こちらのほうも基本計画、基本構想にのっとって基本設計のほうで7,000万円という金額が計上されております。しかし基本構想、基本計画、どのような形で一体何階建て、どのような何が入った幾らかの規模でこういった7,000万円の建設費用というか、委託料のほうに計上されているのか、いささかちょっと私のほうではまだ理解していないので、もし分かれば、その説明をお願いします。

またアウトサイド業務委託料、こちら800万円という大きな金額が計上されております。イベントに対して800万円、これが大きい小さいか、本町の中ではどのように町長が考えているか分かりませんが、町に対する影響というか、そういったものもきちんと具体的に持っているのか。

また先ほどおっしゃったトイレですね、本町3,000万円の負担金だということで防災機能も兼ね備えているということなんですけれども、本町にある避難指定所のトイレ、今避難所の指定とされているトイレは、実際何も問題はないのでしょうか。

新しい施設で防災機能を充実させるのは分かるんですけども、実際に今、今日、明日起こった災害にきちんと対応できるようなトイレが整備されていらっしゃるでしょうか。本年度の予算の中にそんな予算は入っておりません。

また台湾の親善交流、こちらのほうもやはりこれを継続すると高額な金額になると思いますが、一体どういう目的なのか。いささか今回の本年度予算のほうには、疑問点が多く残るんですけども、その点について御説明ください。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

まず1点目の関東東くしら会への負担金でございますけれども、90周年のときは100万円でございます。そして次年度、関西東串良会のときは50万円でございます。今回100万円にしましたのは、役員の方も非常に苦勞されていると。若い方、なかなか新しい参加者が増えないということ、そしてホテルの借り上げ料とか、そういったものもどんどん上がってきてると。当然料理も上がってきてると。そうなればまた負担金も上げないといけないということになります。そうなりますと、より一層参加者が少なくなっていくということも懸念されるわけでございます。そういった中で、様々な値上げ分について、50万円上げて、そしてよりよい会が開催されればという願いの下、50万円上げたところでございます。

それから複合施設に関する基本設計7,000万円ということで基本設計の業務委託が6,400万円、それから敷地の測量委託が600万円ということで、全協でも説明をさせていただいたところでございました。これにつきましては、基本構想、基本計画も建設検討委員会の委員長より、町長に対して先般、答申がなされました。それによって、まだ確定をしていかないといけないんですけども、次年度につきましては、それに基づいて基本設計をやっていくということでございます。このような大きな施設になりますと、いきなり実施設計から工事に入ることになりますと、様々な不具合が発生することが想定されるわけでございます。

基本設計につきましては、建物の機能や仕様、プラン及びデザインを決めて、施主の理解を得るための設計でございます。また法的合理性、その確認も必要であります。住民の声というのもまたいろいろと聞く必要もございます。ワークショップ、それから住民説明会もございます。そういった声を聞いて、よりよい施設となるために、この基本設計という手順がどうしても必要になってくるところでございます。

そして中身がある程度、こういったものの施設ということがはっきりと分かるような設計、住民の皆さんが御覧いただいても分かるような設計というものでございます。実際の実施設計との違いは、実施設計も具体的に建設に入るための設計でございますから、そうなりますと、その実施設計の中身を見ても普通の町民の方は理解ができませんと、もう専門的な内容でございますから。それでワンクッション置いて、この基本

設計というものがどうしても必要になってくるところでございます。

それからアウトサイドについてでございます。これにつきましては、先般の一般質問でも、町長が今まで2回開催したその理由とか、そういったものは申し上げたところでございます。確かに高額でありますけれども、初年度、2年度、それから今回で3回目の予算になりますけれども、減額を少しずつしてきております。いずれは負担が少ないような形で実施できればなというふうには考えているところでございます。まだ2回実施してなかなか知名度がない中で、当初から1万人を超えるぐらい利用者が来られたということは、本当に皆さん驚いておられます。今後も本町のPR、それから事業者の収入にもつながるような形で、このイベントを続けていけたらと思いますし、負担のほうも先ほど申し上げましたとおり、少しずつ減額をしていって、町に対する効果があるように努力していきたいというふうに考えております。

それから台湾等に関する旅費でございますけれども、これにつきましては、令和7年度で連携協定を締結するというところで、令和6年度に職員が出向きまして、いろいろと打合せをさせていただいたところでございました。旅費につきましては、海外ということもございまして、旅行会社にしっかりとその金額を算定をしていただきまして、予算的に1人当たり約20万円確保できれば対応できるということでございましたので、この企画費の旅費の中には、6名分の120万円の台湾の旅費が含まれているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

避難所のトイレの話だったと思いますが、本町につきましては指定避難所があるわけでございますが、避難所については水洗トイレであるのかなと思いますし、もちろん洋式化もされているところも一部あるのかなと理解しております。議員御指摘のとおり、例えば簡易トイレも町としては準備いたしております。水道が使えない場合につきましては、どうしても簡易トイレでしないといけないというような状況も発生するやに思いますので、簡易トイレについても、今ちょっと数量は少ないんですが、50セット、それに伴うパーティションを8セットという形で購入をいたしておりますが、今後につきましては、簡易トイレの購入につきましても予算計上し、購入していくべきものなのかなというふうに思っております。直近では令和5年度に購入させていただいたところでございます。そういう意味も含めまして、非常用トイレが足りないというところで、今回畜産センターにトイレを整備するわけですが、それがあって、少しか緩和されるのかなという気もいたしておりますので、避難所の防災トイレを兼ね備えたトイレ整備だということで御理解いただければいいのかなというふうに思います。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

あと既存の施設のトイレで、例えば総合センターの多目的トイレとかの仕様はどうですか。今回の本年度予算、入学祝い金とか、町独自の大変すばらしい、私のほうもお願いしたような事業のほうを展開していただいて、本当にいいところもあるなど思いながら、ただ、やはりいろいろな事業とか増額する事業も含めて、財政改革ですかね、改善に関する何か具体的な本年度の予算に関する内容で協議、検討、そして努力されたところがありますでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

すみません、具体的に言っていただければありがたい。ちょっと聞きづらいところがありましたので、簡潔に大きな声で言っていただければありがたいです。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

すみません、再度質問させていただきます。

本年度、大変すばらしい事業のほうも展開していらっしゃる中、やはり予算の増額など多くの予算を計上されていると思うんですけれども、財政改革とか、改善などに関する何か本年度の予算における努力とか、そういったものはあったのでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

財政改革に伴う努力があったのかというふうに理解させていただきました。もちろん予算を編成する中では、予算編成方針等々、各課に指示を出します。その中で有利な補助金、そしてまた先ほどから言いますとおり有利な起債等々を組み合わせながら財政運営をやっていくというところでございますが、いかんせん議員御承知のとおり、財政調整基金も今回は財源調整という形で数億円繰入れを予定した中の財源調整をさせてもらっております。そういう意味でも、ちょっと苦しい財政状況なのかなというところも御理解いただけるのかなと思いますが、議員御指摘のとおり、必要な部分に

ついて必要な形で町長のほうからも予算をつけよと、こうやってやっていこうという話もございますので、今後についても財政の状況を見つつ、住民への最大のサービスをやっていければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

いつものことですけど、反対の立場から言わせていただきます。

先ほどのトイレについても議会議員の皆さんの採決をいただいてから町民の皆さんに説明申し上げるということを言われました。こういうスタンスから大きく東串良は踏み外している、行政の踏み外しの根本原因かなと思います。何を言いたいかというのは、町民の皆さんに問う前に、全て決めてしまっている。私はよく町内外でも言わせていただいていますけれども、東串良は町民の不在の下で事業が執り行われていると申し上げております。先週の一般質問のときも、ですから民意に基づいて行政執行事業は執り行われているかということで一般質問でも言いましたけれども、民意にも基づいてないとはっきり断言できるんですね。だから今回7,000万円、そして地質調査、地盤調査まで入れて7,660万円、そしてコンサルタント、2年前に決めたやつが2,000万円、今で分かっているだけで9,660万円、そして本体が50億円、40億円、トータルの50億円の事業、これを町民の皆さんが今知り始めて、何だそれって声が出ているということを何回も申し上げておりますけれども、役場の執行部、町長の答弁を聞いていると、いや、民意は得てるんだということですけど、到底あり得ない話なんですね。民意に基づいていない。これは明らかです。この中でも7,660万円を通してしまって、もし言いましたけれども、住民本位の民意で否決されてしまった場合、ノーとなってしまった場合、これ無駄金、ドブにお金を捨てるようなことです。だから私は反対いたします。

以上です。

議 長（田之畑）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

私は、この議案第12号 令和7年度東串良町一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

今、瀬戸山議員の討論がありましたが、中身が十分理解されませんでした。討論とは、同志、自分たちの仲間に対しての討論ですので、仲間に対して理解しやすいような討論を私はされるべきかなと。言わば中身にあれこれどうだこうだというようなことがありましたけど、それは単行議案として出されている部分であれば、それでいいかと思います。今回は、当初予算、それこそ妊婦の方から高齢者の皆さん方までの予算、福祉に対する予算、いろんな予算が入っております。そして今反対者、瀬戸山議員が反対をされましたけれども、水土里サークルの補助金も入っております。それはその部員の皆さん方、会員の皆さん方の意見なのかなというふうに、反対されるのは自由なんですけど…。

議 長（田之畑）

上園議員、相手の発言に対することじゃなくて、この予算に対することを言ってください。

8 番（上 園）

分かりました。だから私は、これには大切な予算がたくさん含まれているということを理解して賛成の立場で討論をいたします。

議 長（田之畑）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第12号 令和7年度東串良町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第10 議案第13号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第10 議案第13号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第13号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第11 議案第14号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第11 議案第14号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特

会 議 の 経 過

別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第14号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第12 議案第15号 令和7年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算

議 長 (田之畑)

日程第12 議案第15号 令和7年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第１５号 令和７年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算を採決します。  
この採決は、起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第１３ 議案第１６号 令和７年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第１３ 議案第１６号 令和７年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る７日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第１６号 令和７年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第１４ 議案第１７号 令和７年度東串良町水道事業会計予算

議 長（田之畑）

日程第１４ 議案第１７号 令和７年度東串良町水道事業会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る７日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第１７号 令和７年度東串良町水道事業会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第 15 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第 15 諸般の報告を行います。

広報広聴常任委員会の調査について報告を求めます。

広報広聴常任委員会委員長 瀬戸山譲一議員。

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

先月、1 か月ほど前ですけど、広報広聴委員会で、東京とそれから埼玉に研修に行かせていただきました。その二つの報告となります。

まず二つありまして、議会広報クリニック、我がまちの議会広報紙のクリニック、全国から集まって品評会みたいなものがあるんですけども、その中で議会広報紙についての批評とか、それからいい考え方、アイデアというのを教えていただく勉強会です。ここに一応まとめましたので、それをもう読み上げて発表ということにさせていただきます。

まず、広報クリニックですけども、これを調査事件として、広報及び広聴に関する事件。目的、議会だよりの紙面充実を図るためです。調査の経過、調査日は令和 7 年 2 月 18 日。研修先、全国町村議員会館、東京千代田区半蔵門。出席した者が私、委員長と小川香織副委員長と上池議員です。

研修の概要です。当委員会では議会活動に対する住民の関心と理解を深めてもらい、よりよい紙面づくりを行うために、全国町村議会議長会で開催されるクリニックに参加した。町村議会の広報実務担当者を対象に研修及び意見交換の場を設け、議会広報の発展に資することを目的とし、その詳細は次のとおりである。

講演については、長崎小値賀町、佐々町、時津町、鹿児島県大崎町、東串良町の 5 町がクリニックを受けた。講演及びクリニックの講師は元茨城県小美玉市の行政職員であった中本正樹氏であり、日本経営協会講師、茨城県まちづくりアドバイザーほかを務めている。

講演グループワークを行い、他町広報委員と意見交換をしながら、それぞれの広報紙づくりに対する課題について意見交換を行い、確認し合った。講演の内容は、1、読まれる広報紙は読んだ人の行動変容を意識している。2、読まれる広報紙は心を変化させる。住民の皆さんの心を変化させるということです。3、読まれる広報紙はまちにマジになる人を増やす。真剣になる人と増やすということです。をテーマに努

められ、特に広報紙は住民に分かりやすいかを追求することが重要であるということから、①住民目線の内容の在り方、これは住民の声の掲載、その答えとなる企画、それから傾聴の姿勢から企画が生まれることということで、ちょっと難しいですけど。②工夫を凝らした特集記事、企画記事、連載記事等、そして③QRコード、SNS誘導など多様な媒体での発信、④常に新しい取組、拡充、見直しについて説明された。

またグループワークでは、広報紙づくりの各自治体の視点についてと関心度の評価を行うに当たり、近年振興会加入率が下がっているため、病院やスーパー、郵便局、コンビニ等への配付等による評価方法などの意見も出たということです。

そして広報クリニックで、これは、東串良の広報紙も持参して、向こうで講師を含めて、みんなで批評するということなんですけど、ちょっとお断りですけども、ここに2点ほどあったんですけど、私がちょっとアップする、ちょっとうっかりしてて、それをここに書いてなかったんですけど、大まかに言えることは、そこで指摘されたことは、議会の広報紙に対して町民の皆さんに投稿などを呼びかけておりますけど、投稿されてきた内容の中をどのように審議、処理して、それを解決の方法等どのようにやったかとか、そういうのをちゃんとどこに結びつけていけばいいのかなということをしつかりと後々の広報紙で、またそれを説明してくださいということでした。そしてもう一つが、ちょうど持っていったこの162号を持っていったんですけども、さっきも言いました複合施設のことについて説明があったんですけども、その件について、今、全国でこの建物については賛否両論がいろんなところで湧き上がっている中で、賛成する立場だけの主張になっているので、これはよくないということで、複合施設に反対する立場の人の意見も載せるべきだという指摘を受けました。

それから次、最後、感想と提言ですけども、これは我々議員が感じたことを3点ほど書いております。議会だより作成には、ゴールを決め、その過程についてしっかり協議することが重要であり、特集記事の作成、提案や読者目線での編集を心がける。次に、紙面づくりに住民の意見を取り入れている議会の例が紹介され、住民参加型の重要性について学ぶ機会となった。また住民の意見を取り入れるため、取材の中で積極的に住民に関わりを持つことの大切さを学びました。

そして、次ですけど、肖像権等の取扱いについて、団体、児童などプライバシーに配慮しながら、保護者などの了解を得る。いつでも取消しが可能であることを伝える。連絡を伝えるなど掲載確認に配慮が必要ということで、このクリニックの報告は終わります。

次の日に、議会だよりで全国でコンテンツがいつも上位であられる埼玉県小川町の研修に行きました。それでこの内容ですけど、この中身はちょっと量が多過ぎて、そして議会に対するスキルの部分もありますので、そういうところははしょって、自分たちが広報紙に対する取り組み姿勢、こういうところを学んだところ読み上げていきたいと思います。

まず調査事件です。広報及び広聴に関する事件。目的、議会だより作成に係る取組について調査するためです。

そして調査の経過です。調査日は、令和7年2月19日、調査先、埼玉県小川町議

会。出席は同じく私、瀬戸山と小川議員と上池議員です。調査の概要、当委員会では小川町議会の議会広報発行特別議会だよりの作成に係る取組について調査をしたということで、その詳細は次のとおりです。

まず①議会だよりの企画及び編集等について。これ、質問内容で言ったことですが、貴紙、相手方の議会の広報紙の先進性と発想はどこに由来するのかということで、いろんなこれも読みませんが、一言で言えば、いろんな民間に書店に並んでる本なんかを見て、それを学んでいろんな訴え方、伝え方というのを勉強しておりますということでした。これもはしょっていきます。

②議会だよりの作成はどのような陣容で臨むのか。また広報委員以外のフォロー体制もあるのかということでした。そして、これは委員6人が企画、立案、編集等、全作業をこの6人で行っておりました。

そして次、議会だより作成のための研修はどのようなものかということですが、全国町村議会議長会や県が主催の議長会の勉強会もあるみたいで、積極的に参加をされていらっしゃるということでした。

次に、写真のキャプション、これはもういいです。QRコードの有効活用、これも当たり前のことだからいいです。

最後のほうになりますけど、議会だよりを読んでもいただくための手法はどのようなものかということで、一つ、二つ挙げます。

町民の笑顔と一生懸命な姿をテーマに、まず手に取ってもらえるための写真を表紙とする。そして住民目線で分かりやすい表現を心がける等々です。そして途中は抜きまして、協議は全員で行い、研修などでよいと思われることは積極的に取り入れていくということでした。そして、住民参加型広報紙をどのように考えているかということで、編集委員会が厳選し、現地へ足を運び、インタビュー等を行っているということで、議員が積極的に町民、市民の中に交わっていく体制を取っていらっしゃるということでした。ずっと長いから最後、我々3人の意見を1つずつ言いますね。我がまちも今後住民参加型、インタビュー、原稿依頼をいかに取り組める協議をしたいかということを挙げております。そして小川町でも紙面の一般質問の編集を是正したいということだったので、当議会だよりも検討したい。つまり、これはどういうことかといったら、一般質問重視、一般質問偏重の議会だよりがやっぱり全国的に多いということで、ほかの企画を取り入れて紙面を活発化していくということでした。

それで最後ですが、ここは民間の会議録センターという民間業者を入れて、民間業者がいろんな知識を持っておりまして、その民間業者とともに紙面づくりをやっていくということでした。それでもって全国でも有名な議会広報紙が出来上がっているということを学んできました。

以上です。

議 長（田之畑）

これで諸般の報告を終わります。

◆ 日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長（田之畑）

日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◆ 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長（田之畑）

日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回東串良町議会定例会を閉会します。

会 議 の 経 過

閉 会 午前 1 0 時 3 6 分